

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長

〇〇〇

農業基盤整備計画の提出

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業を実施したいので、第 6 に基づき、農業基盤整備計画を提出する。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長

〇〇〇

計画変更報告書

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業の計画を変更したいので、第 7 に基づき、農業基盤整備計画を添付して報告する。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

番 号
年 月 日

事業達成状況報告書

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿

〇〇〇

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業を完了したので、第 8 に基づき、事業達成状況報告書を添付して報告する。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

運用 3（実施計画策定事業）

第 1 事業

実施計画策定事業は、次の事業を行うものとする。

- 1 実施計画策定
- 2 経営体育成促進換地等調整

第 2 実施計画策定の実施主体

実施計画策定の実施主体は、都道府県、市町村等（市町村その他実施計画事業の実績があるなど当該実施計画策定を実施できる者として、都道府県知事（以下「知事」という。）が適当と認める者。）とする。

第 3 実施計画策定の内容等

実施計画策定では、農業用排水施設、農業用道路、区画整理、農用地の造成、客土又は暗渠排水事業の整備対象となる地域において、整備対象の実施計画事業に必要な諸条件について、調査、計画及び設計を実施する。なお、当該実施計画策定の実施には、農業用排水施設等の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施する事業を含めることができるものとする。

また、実施に当たっては、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号、以下この別紙において「法」という。）第 15 条第 1 項に基づく土地改良区の事業、法第 85 条第 1 項の規定に基づく都道府県営土地改良事業、法第 95 条第 1 項の規定に基づく農業協同組合等の土地改良事業又は法第 96 条の 2 第 1 項の規定に基づく市町村の行う土地改良事業のための実施計画策定であるものとする。

第 4 実施計画策定の実施期間

実施計画策定の実施期間は、1 年以内とする。

第 5 実施計画事業の実施手続

- 1 知事は、実施計画策定を実施しようとするときは、別記様式第 1 号により実施計画策定事業地区概要表を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。
- 2 第 2 で定める市町村等の長は、実施計画策定の実施を希望する場合は、別記様式第 1 号により実施計画策定事業地区概要表を作成し、知事にその旨を申請するものとする。
- 3 知事は、2 の規定による申請について実施計画策定を実施させることが適当と認められる場合は、地方農政局長等に提出し、知事が認める市町村等の長にその旨を通知するものとする。
- 4 経営体育成促進換地等調整の実施を希望する実施主体は、別記様式第 2 号により経営体育成促進換地等調整調書を作成し、知事にその旨を申請するものとする。
- 5 知事は、4 の規定による申請について経営体育成促進換地等調整を実施させることが適当と認められる場合は、地方農政局長等に提出し、実施主体にその旨を通知するものとする。

第6 助成

国は、予算の範囲内において、実施計画策定を実施するのに要する次の1から5までに掲げる経費及び経営体育成促進換地等調整の実施に要する経費について、別に定めるところにより実施主体に助成するものとする。

- 1 調査旅費
- 2 諸謝金
- 3 補償費
- 4 請負費
- 5 委託費

第7 経営体育成促進換地等調整の実施

経営体育成促進換地等調整の実施に当たっては、第5に定めるほか、経営体育成促進換地等調整事業実施要領(平成6年6月23日付け6構改B第637号農林水産省構造改善局長通知)によるものとする。

第8 その他

各種事業において、実施計画策定に要する経費を助成対象としている場合には、当該事業を除く。

実施計画策定事業地区概要表

地 区 名		都道府県名		実施主体		計 画 構 想	
所 在 地				調 査 費			
調査目的							
地域の現況							
調 査 項 目 及 び 調 査 費	調 査 項 目	数 量	調 査 費（千円）				
			国 費	都道府県費	市町村費	その他	計
	合 計						

※実施計画策定事業地区の概要図を添付すること。

経営体育成促進換地等調整調書

都道府 県 名	地区名	所在	経営体育成 促進換地等 調 整 対 象 積 面	実施 年度	実 施 機関名	左のスタッ フの換地士 資格の有無	業務内容		換地を伴う農地整備事業の内容（予定）							備 考
							1 年 度	2 年 度	事業計 画樹立 年 度	着 工	完 工	地区 面積	関係農 家 数	事 業 主体名	事業名	
			ha									ha				

- (注) 1 「業務内容」欄には、1 から 14 までの業務の番号を、本事業を単年度で実施する場合は「1 年度」欄に、2 カ年にわたって実施する場合は「1 年度」及び「2 年度」欄にそれぞれ記載する。
- 2 地形図等を用い、各地区の実施予定地域を赤線で囲み、地区名及び地積を書き添えた図面を添付すること。なお、換地を伴う農地整備事業の予定地域と相違する場合は、その地域を青線で囲むこと。

運用 4（草地畜産基盤整備事業）

第 1 用語の定義

草地畜産基盤整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）において、団地、草地の造成改良、草地の整備改良、野草地改良、放牧用林地整備、農業者の組織体、受益草地等、中山間地域、農地所有適格法人、農地所有適格法人に準じる法人、構成員、家畜飼養頭羽数、気象的条件の厳しい地域、耕作放棄地、耕作放棄地率及び飼料自給率とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。

1 団地

地形又は地物によって画される地つづきの土地であって草地として一体的に管理利用されるものをいう。ただし、道路、沢等の介在によって地つづきではないものも草地として管理利用上一体として取り扱うもの及び一連の基本施設によって受益するものは、1 団地とみなす。

2 草地の造成改良

障害物除去、起土、整地、有機質資材・土壌改良資材の投入等の作業によって野草地等を高位生産性の牧草地に転換することをいう。

なお、草地の造成は、草地以外の土地を牧草地にすることをいい、草地の改良は、野草地を牧草地にすることをいうが、いずれも土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）の適用については同法の農用地の造成に該当するものである。

3 草地の整備改良

排根線、障害物等の除去、起伏の修正、客土、区画整理、有機質資材・土壌改良資材の投入等の作業によって既存の草地を大型機械が効率的に稼働できる高位生産性の草地に整備することをいう。

4 野草地改良

野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の除伐及び牧草導入をいう。

5 放牧用林地整備

障害物の除去、心土破碎、土壌改良資材の投入等の作業によって、放牧用林地（木竹の生育に供され、併せて家畜の放牧の目的に供される土地をいう。以下同じ。）の造成又は整備を行うことをいい、牧草導入等により牧養力を高める高度放牧林地整備及び混牧林地整備も含むものとする。

(1) 高度放牧林地整備

次に掲げるいずれかの方式により、畜産的利用を高度に行うことができる放牧用林地に整備することをいう。

ア 上下二段方式

木竹の樹間をより高度に利用するため、前植生処理としての間伐等を強度に行い、牧草等を導入して牧養力を高める方式

イ 林帯草帯方式

現地の地形、木竹の樹齢、密度等の状況に応じ、一定の幅で列状に伐採し、林地と草地を交互に設置する方式（この場合において、林帯草帯の列は、原則として土砂の流失を防ぐため等高線に沿うようにし、その幅は林地の健全性、草地造成の容易性等を考慮して行うものとする。）

(2) 混牧林地整備

間伐等が実施されている林地等について、牧草種子の導入等の簡易な方法により牧養力の高い放牧用林地に整備することをいう。

6 農業者の組織体

主として農業を営む法人（株式会社を除く。）であって、その構成員に農業に従事する数人の者を含むもののほか、数人の農業者の組織する団体で都道府県知事が適当と認めたものをいう。

7 受益草地等

受益草地等とは、整備改良又は造成改良される草地（主に永年牧草専用地とし

て利用する土地をいい、飼料畑及びその他家畜の飼養に供される土地を含む。）、野草地及び放牧用林地（以下この別紙において「草地等」という。）のほか、当該草地等と一体的に利用される草地、これらと一体的に利用される輪作畑及び当該草地等に係る家畜に給餌することを目的として稲わら及び稲発酵粗飼料を収集する水田（水田地帯等担い手育成型に限る。）とする。

なお、受益草地等に輪作畑が含まれるときはその面積の3分の1に相当する面積を受益草地等の面積に算入するものとし、かつ、当該算入面積が受益草地等の面積の5分の1を超えないものとする。また、受益草地等に水田が含まれるときはその面積の2分の1に相当する面積を受益草地等の面積に算入するものとし、かつ、当該算入面積が受益草地等の面積の2分の1を超えないものとする。

8 中山間地域

第4の1の表の中山間地域とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域とする。

(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する市町村の区域であること。

ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（以下この別紙において「離島」という。）

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村（以下この別紙において「振興山村」という。）

ウ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（以下この別紙において「半島振興対策実施地域」という。）

エ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。以下この別紙において単に「過疎地域」という。）

オ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域

カ 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

キ アからカまでの地域に準ずる地域であって都道府県知事が特に必要と認める地域

(2) 当該地域の畜産生産の状況、経済的、社会的条件等から判断して(1)の要件に該当する地域と一体的に事業実施地区とすることが必要であると都道府県知事が認めた市町村の区域であること。

9 農地所有適格法人

農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定するものをいう。

10 農地所有適格法人に準ずる法人

第4の1の表の種類欄の再編整備事業及び水田地帯等担い手育成整備事業の「準ずる法人」とは、農事組合法人、持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）又は株式会社（株主の総数が50人以下であって、かつ、公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。）で、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいうものとする。

る。

- (1) その法人の事業が農業（これと併せて行う林業及び農事組合法人にあつては農業と併せ行う農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)第 72 条の 10 第 1 項第 1 号の事業を含む。）及びこれに附帯する事業に限られること。
- (2) その法人の組合員、社員又は株主の過半数がその法人の営む農業の事業に常時従事する者であること。

11 構成員

第 4 の 1 の表の種類欄の再編整備事業の「構成員」とは、生計を同じにする場合は 1 人として取り扱うものとする。

12 家畜飼養頭羽数

家畜飼養頭羽数の換算法は、次の方法とする。

- (1) 肉用牛又は乳用牛であつて、生後 2 年以上を経過したものにあつては、1 頭につき 5.0 頭とする方法
- (2) 肉用牛又は乳用牛（前号に掲げるものを除く。）にあつては、1 頭につき 2.5 頭とする方法
- (3) 豚であつて、生後 6 ヶ月を経過した繁殖用のものにあつては、1 頭につき 2.0 頭とする方法
- (4) 豚（前号に掲げるものを除く。）にあつては、1 頭とする方法
- (5) 鶏にあつては、1 羽につき 0.02 頭とする方法
- (6) 前各号に掲げる家畜以外の家畜にあつては、当該家畜の 1 頭当たりのふん尿の量を基準として、前各号の方法に準じる方法

13 気象的条件の厳しい地域

第 4 の 1 の表の種類欄の草地林地総合整備型の気象的条件の厳しい地域とは、5 月 15 日から 10 月 5 日までの期間における 1 日の平均気温を積算した温度が 2,300℃未満であり、大家畜頭数が都道府県平均以上で、かつ、林野率が 50%以上の地域をいう。

14 耕作放棄地

第 4 の 1 の表の種類欄の草地林地総合整備型の耕作放棄地とは、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）、統計法施行令（昭和 24 年政令第 130 号）及び農林業センサス規則（昭和 44 年農林省令第 39 号）に基づく農林業センサスにおける土地のうち、以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、かつ、この数年の間に再び耕作するはっきりにした考えのない土地をいう。

15 耕作放棄地率

第 4 の 1 の表の種類欄の草地林地総合整備型の耕作放棄地率とは、耕作放棄地及び経営耕地面積の合計を分母とし、当該耕作放棄地面積を分子として算出した割合をいう。

16 飼料自給率

飼料自給率とは、可消化養分総量による本事業参加者の全供給飼料に占める当該事業参加者の自給飼料（当該事業参加者が自ら生産する飼料及び農業経営上密接な関係を有する事業者との契約に基づき本事業参加者に供給される国産飼料をいう。）の割合をいう。

第 2 事業の実施区域

- 1 本事業は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 8 条第 1 項に基づき、市町村が定める農業振興地域整備計画における農用地区域を対象とするものとする。ただし、農用地区域以外の一部の区域を含めて事業の対象とせざるを得ない場合には、必要な限度において、当該農用地区域以外の区域を事業の対象とすることができるものとする。

また、農用地区域内で行われる区画整理に併せて、農用地区域と農用地区域以外の区域との一体的な換地により土地利用の秩序化を行い、当該農用地区域以外の区域において公共用地等の創設等を行う場合には、当該農用地区域以外の区域

を対象とすることができるものとする。

第3 事業の実施方針

- 1 本事業の実施については、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下この別紙において「法」という。)、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下この別紙において「施行令」という。)、土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)その他の法令に定めるところによる。
- 2 本事業のうち、施行令第50条に掲げる都道府県営土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合にあっては、法に基づく事業として実施するものとする。
- 3 施行令第50条第1項第5号の4に規定する農林水産大臣が定める基準のうち本事業に係るものについては、第4の1の表の種類欄の草地整備型及び畜産担い手総合整備型の実施要件のとおりとする。
- 4 法に基づいて実施する事業を含む本事業を実施する場合は、法に規定する土地改良事業計画の作成に当たり、事業実施計画との整合性を図るものとする。
- 5 本事業は、整備改良又は造成改良される草地(主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑、その他家畜の飼養に供される土地を含む。)、野草地及び放牧用林地並びに新設又は改良される施設の適正かつ効率的な利用が行われてはじめて所期の目的を達成し得るものであり、当該草地等及び施設に係る管理規定の作成及び遵守、管理組織の整備、利用手段の機械化等利用管理の効率化を図り、圧縮記帳を行っている場合には、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に留意するとともに、事業完了後においても当該草地等及び施設の適切な管理利用に努めるものとする。
- 6 都道府県知事、事業実施主体並びに当該草地等及び施設の管理経営主体は、受益草地等及び施設がこれらに係る事業の完了した年度の翌年度以降8年(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている財産については、同省令に定められている耐用年数に相当する年数)以上適切に管理され、かつ、効率的に利用されるよう措置するものとする。
- 7 本事業(第10の表の事業実施計画策定及び農機具等導入のうち牧場用機械施設整備を除く。)による盛土・切土等の施工(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。)に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。
この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

第4 事業の内容等

- 1 本事業は、草地に立脚した畜産経営の展開を図るため、第5に掲げる畜産活性化計画(以下この別紙において「活性化計画」という。)に基づき作成された草地畜産基盤整備事業実施計画(以下この別紙において「事業実施計画」という。)により整備を行う草地(主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑、野草地を含む。)を造成改良し、若しくは整備改良する事業と併せ、草地の利用に必要な施設若しくは機械を設置し、若しくは導入する事業であって、地域における草地その他の畜産基盤を総合的に整備する事業とし、その種類、事業内容、実施要件等は、次に掲げるとおりとする。

種類		事業内容及び実施要件等
草地整備	道営草	道営草地整備事業は、大型機械化体系に対応した効率的な草地への整備を推進し、既存草地の整備改良による生産性の向上と効率的な草地への転換を行い、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下この別紙において「基盤強化法」という。)第12条第1項に規定

備 型	地 整 備 事 業	する農業経営改善計画の認定を受けた者又は受けることが確実と見込まれる者（その地域において効率的かつ安定的な農業経営を営むと見込まれる者又はこれらと一体となって飼料生産を営む者。（この別紙においては「担い手」という。））を中心とした土地利用型畜産体系の確立を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) 当該事業により整備改良又は造成改良される草地及び事業完了後における受益草地（受益する草地並びにこれと一体的に利用される飼料畑及び輪作畑（輪作体系の中で牧草又は飼料作物を作付ける計画のある土地であって、草地及び飼料畑以外のものに限る。）をいう。）の面積がおおむね 500 ヘクタール以上であること。ただし、第 1 の 8 に定める中山間地域において当該事業を実施する場合はおおむね 250 ヘクタール以上であること。 (2) 事業完了時における事業参加者に占める担い手の割合が、おおむね 3 分の 1 以上であること。 (3) 受益草地が事業完了後において、大型機械の効率的な稼働が可能となるようにまとまって存在していること。
	公 共 牧 場 整 備 事 業	公共牧場整備事業は、各々の公共牧場の役割を明確にした上で、それに対応した草地整備や利用施設の整備・改良を行い、利用農家の経営の改善を図るとともに、周辺農家の草地等を一体的に整備することで、公共牧場を核とした地区全体の土地利用型畜産体系の確立を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) 地区内における公共牧場の既存草地面積がおおむね 100 ヘクタール以上、北海道にあってはおおむね 250 ヘクタール以上、中山間地域にあってはおおむね 50 ヘクタール以上、北海道における中山間地域にあってはおおむね 125 ヘクタール以上であること。 (2) 地区内における公共牧場を建設した事業の完成年度から起算して 5 年以上経過していること。 (3) 地区の事業完了後の受益面積がおおむね 60 ヘクタール以上、北海道にあってはおおむね 300 ヘクタール以上、中山間地域にあってはおおむね 30 ヘクタール以上、北海道における中山間地域にあってはおおむね 150 ヘクタール以上となること。
畜 産 担 い 手 総 合 整 備 型	飼 料 基 盤 集 積 整 備 事 業	飼料基盤集積整備事業は、畜産主産地における担い手への飼料生産基盤の利用集積を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) 事業実施地区における事業完了後の受益草地等の面積が、おおむね 30 ヘクタール以上、北海道にあってはおおむね 200 ヘクタール以上であること。 (2) 担い手への土地利用集積の増加率が第 1 の 12 に定める換算法（以下この別紙において、「家畜頭羽数換算法」という。）により算定して得た家畜飼養頭羽数の増加率を上回ることが確実な地区であること。 (3) 事業の完了時において、受益草地等の面積に占める担い手の経営等飼料生産基盤面積の割合（この別紙においては「担い手土地利用集積率」という。）が次のとおり増加することが確実と見込まれること。 ア 事業採択時における担い手土地利用集積率が 30%未満である場合にあっては、これが 40%以上となること。 イ 事業採択時における担い手土地利用集積率が 30%以上 50%未満である場合にあっては、これが 10%ポイント以上増加するこ

	と。 ウ 事業採択時における担い手土地利用集積率が 50%以上 55%未満である場合にあつては、これが 60%以上となること。 エ 事業採択時における担い手土地利用集積率が 55%以上 90%未満である場合にあつては、これが 5 %ポイント以上増加すること。 オ 事業採択時における担い手土地利用集積率が 90%以上 95%未満である場合にあつては、これが 95%以上となること。 カ 事業採択時における担い手土地利用集積率が 95%以上である場合にあつては、事業の実施により、これらの担い手への利用集積が図られること。
再編整備事業	再編整備事業は、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) 事業実施地区における事業完了後の受益草地等の面積がおおむね 30 ヘクタール以上、中山間地域についてはおおむね 15 ヘクタール以上であること。 (2) 事業参加者（農地所有適格法人又は農地所有適格法人に準ずる法人を含む場合については、その構成員を加えた者）がおおむね 10 人（中山間地域についてはおおむね 5 人）以上であること。 (3) 家畜飼養頭羽数換算法により算定して得た現況の家畜飼養頭羽数がおおむね 2,000 頭（中山間地域についてはおおむね 1,000 頭）以上の地区であつて、事業完了後においておおむね 3,000 頭（中山間地域についてはおおむね 1,500 頭）以上に増頭することが確実と見込まれること。 (4) 事業完了後の地区において担い手に係る畜産物生産がおおむね 2 分の 1 以上であること。
水田地帯等担い手育成整備事業	水田地帯等担い手育成整備事業は、水田地帯における家畜を飼養する新たな担い手の育成を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) 事業参加者（農地所有適格法人又は農地所有適格法人に準ずる法人を含む場合については、その構成員を加えた者）がおおむね 10 人（中山間地域についてはおおむね 5 人）以上であること。 (2) 事業完了後において、酪農及び肉用牛生産に係る担い手が事業参加農業者の 50%（事業実施前において酪農及び肉用牛生産に係る担い手割合が 50%以上である場合は、原則としてその割合から 5 %以上増加した割合）以上を占めること。 (3) 事業完了後の受益草地等の面積がおおむね 30 ヘクタール（中山間地域についてはおおむね 15 ヘクタール）以上であること。 (4) 事業完了後の牛飼養頭数が、現況に比して、成牛換算（生後 2 年以上を経過したものは 1 頭につき 1 頭、それ以外のものは 0.5 頭と換算する。）で 100 頭（中山間地域については 50 頭）以上増頭することが確実と見込まれること。
草地林地総合整備	草地林地総合整備型は、中山間地域等生産条件が不利な地域において、林地、野草地、草地等農用地を地域の実情に即した土地利用体系に再編又は総合的に整備することにより畜産的利用を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 (1) 事業実施地域は、次に掲げるア及びイの要件を満たす市町村（昭和 25 年 2 月 1 日現在の市町村の区域であつて第 1 の 8 の (1) のアからカまでのいずれか及び次に掲げるイの (ア) から (カ) までのいずれかを満たすものの一部若しくは全部を含む市町村又は平成 17 年 2 月 1 日現在の市町村の区域であつてイの (カ) を満たすものの一部

型	又は全部を含む市町村を含む。)からなる区域の範囲であって、かつ、ウの要件を満たす区域とし、当該地域の畜産生産の状況、経済的社会的条件等から判断して、ア及びイの要件に該当する市町村と一体的に事業実施することが適当であると認められる市町村については、事業実施計画の樹立・作成地区に含めることができるものとする。 ただし、気象的条件の厳しい地域で当該事業を実施する場合にあつては、事業参加者の2/3以上が認定農業者であること。 ア 次に掲げる地域のいずれかに該当する市町村 (ア) 中山間地域のいずれかに該当する市町村 (イ) 奄美群島特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく指定地域(以下この別紙において「奄美群島」という。) イ 次のいずれかに該当する市町村 (ア) 林野率が75%以上 (イ) 畑の面積のうち勾配が15度以上の土地にある面積がおおむね2分の1以上 (ウ) 田の面積のうち勾配が20分の1以上の土地にある面積がおおむね2分の1以上 (エ) 気象的条件の厳しい地域 (オ) 耕作放棄地の解消に向けた対策を講じており、耕作放棄地率が10%以上かつ林野率50%以上であること。 ウ 家畜頭羽数換算法により算定して得た家畜飼養頭羽数がおおむね1,000頭以上の地区であること。 (2) 林地、野草地、草地等の農用地が混在し、これらの土地を再編又は総合的に整備することにより畜産的利用の促進が見込まれること。 (3) 草地、野草地、林地等の受益面積がおおむね30ヘクタール以上であること。(ただし、林野率が75%以上の地域にあつては、おおむね15ヘクタール以上であること。また、気象的条件の厳しい地域で事業を行う場合にあつては、おおむね60ヘクタール以上であること。) (4) 受益面積のうち、既耕地、野草地又は放牧用林地の整備改良にかかる受益面積の割合がおおむね2分の1以上であること。
---	--

2 本事業の事業実施主体は、次の表の(1)に掲げるものとし、事業参加資格者は、次の表の(2)に掲げる全ての要件を満たすものとする。

種類		事業実施主体及び事業参加資格者の要件等
草地整備型	道営草地整備事業	(1) 事業実施主体は、当該事業の受益草地により管理経営を行う北海道又は当該事業の受益草地により管理経営を行う市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会その他北海道知事が認める法人若しくは農業者(15人以上の場合に限る。)から事業実施の申請を受けた北海道とする。 (2) 事業参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア 本事業により草地等の整備を希望する農業者 イ 担い手又は畜産活性化計画に示された者 ウ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者
	公共牧場	(1) 事業実施主体は、都道府県とする。ただし、都道府県が当該法人の社員若しくは寄附財産の拠出者となっている法人又は都道府県知事若しくはその指名を受けた者が当該法人の理事となっている法人(営利を目的としない法人に限る。)であつて、都道府県知事が適当と認めるもの(この別紙において「事業指定法人」という。)

	整備事業	に実施させることができるものとし、事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結及び業務規程の制定については、次のとおりとする。（この別紙において「飼料基盤集積整備事業、再編整備事業、水田地帯等担い手育成整備事業及び草地林地総合整備型」について同じ。） ア 事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結については、次のとおりとする。 (7) 事業指定法人は、都道府県知事から事業開始の通知を受けたときは、本事業に係る地区の所在する市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ当該事業参加者との間に必要な契約を締結するものとする。 ただし、事業指定法人は、事業参加者が事業実施計画に記載されている場合で、都道府県、事業指定法人及び当該市町村との調整が整ったものについては事業参加者と契約できるものとする。 (イ) (7)の契約においては、交付金交付の際に付される条件を遵守することの事項が規定されているものとする。 (ウ) 事業指定法人は、(7)の契約を締結したときは、遅滞なく都道府県知事に対し当該契約書の写しを提出するものとする。 イ 事業指定法人は、本事業を実施しようとするときは、業務規程を制定するものとし、次に掲げる内容を含むものとする。 (7) 事業参加資格者の選定に関する事項 (イ) 草地等及び施設の事業参加資格者への委託条件に関する事項 (ウ) 草地等及び施設の対価又は貸付料の算定及び支払条件に関する事項 (エ) 草地等及び施設の分割引渡し、又は一時使用に関する事項 ウ 事業指定法人は、イによる業務規定を作成又は変更するときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。 (2) 事業参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア 本事業の第1の7に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会その他都道府県知事が適当と認める者 イ 本事業により草地等の整備を希望する農業者 ウ 担い手又は活性化計画に示された者
畜産担い手総合整備型	飼料基盤集積整備事業	(1) 事業実施主体は、都道府県又は事業指定法人とする。 (2) 事業参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア 本事業により草地等の整備を希望する農業者 イ 本事業の第1の7に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他都道府県知事が適当と認める者 ウ 担い手又は活性化計画に示された者 エ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者
	再編整備	(1) 事業実施主体は、都道府県又は事業指定法人とする。 (2) 事業参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア 本事業により整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する農業者及び委託により草地等及び施設の整備を希望する農業者（この場合における農業者は、整備される草地等及び施設の

事業	譲渡又は貸付けを希望する場合を除き、当該土地につき所有権その他使用収益権を有し、又は有することが確実と見込まれる者） イ 本事業の第1の7に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会等その他都道府県知事が適当と認める者 ウ ア及びイの事業参加資格者と同一地域に存在し、かつ、その者と農業経営上密接な関係を有する農業者 エ 担い手又は活性化計画に示された者 オ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者
水田地帯等担い手育成整備事業	(1) 事業実施主体は、都道府県又は事業指定法人とする。 (2) 事業参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア 本事業により整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する農業者及び委託により草地等及び施設の整備を希望する農業者（この場合における農業者は、整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する場合を除き、当該土地につき所有権その他使用収益権を有し、又は有することが確実と見込まれる者） イ 本事業の第1の7に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会等その他都道府県知事が適当と認める者 ウ ア及びイの事業参加資格者と同一地域に存在し、かつ、その者と農業経営上密接な関係を有する農業者 エ 担い手又は活性化計画に示された者 オ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者
草地林地総合整備型	(1) 事業実施主体は、都道府県又は事業指定法人とする。 (2) 事業参加資格者は、次に掲げる者とする。 ア 本事業の第1の7に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会及び事業指定法人 イ 本事業により草地、放牧林地等の造成又は整備を希望する農業者 ウ 担い手又は活性化計画に示された者 エ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者

第5 活性化計画の作成

- 1 本事業を実施する場合にあつては、都道府県知事は、事業が確実に実施されると見込まれる市町村を地区として決定し、地区ごとに以下に定めるところにより活性化計画を作成するものとする。
 - (1) 活性化計画は、地域の実情に応じ、担い手の確保や飼料基盤に立脚した生産性の高い畜産経営の確立を図るため、営農、飼料生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、一又は二以上の数集落からなる事業実施地区を対象に作成するものとする。
 - (2) 活性化計画の作成に当たり、市町村、農業委員会、農業協同組合その他農業団体の意見を聴くものとする。また、農業者及び利害関係者の合意形成に努めるものとする。
 - (3) 活性化計画は、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。
 - ア 計画策定委員会の設置

市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代

表、学識経験者等から成る計画策定委員会を設置

イ 集落懇談会の開催

ウ その他

- (4) 活性化計画の策定に当たっては、次の計画との整合を図るものとする。
- ア 市町村農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条に規定する計画をいう。）
- イ 集落農業振興地域整備計画（集落地域整備法（昭和 62 年法律第 63 号）第 7 条に規定する計画をいう。）
- ウ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 6 条第 1 項に規定する構想。以下この別紙において「基本構想」という。）
- エ 都道府県酪農・肉用牛生産近代化計画及び市町村酪農・肉用牛生産近代化計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条の 3 及び 4 に規定する計画をいう。以下この別紙において「市町村計画等」という。）

2 活性化計画は別記様式第 1 号によるものとし、その策定に当たっては、事業実施区域を対象に次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 畜産活性化の目標

基本構想及び市町村計画等に沿って、育成すべき経営体の姿、実現すべき農業構造の目標、生産性向上目標、担い手等の見通し等について定める。

なお、目標年度は、事業採択年度から起算しておおむね 10 年後とする。

(2) 計画区域の概要

(3) 市町村の概要

(4) 担い手育成計画

(5) 農地の流動化計画（飼料基盤集積整備事業に限る。）

飼料生産基盤に係る所有権の移転、利用権設定、農作業受委託等目標年度までの農地流動化面積の目標を設定する。

(6) 土地利用計画

農業経営の規模拡大等を進めるとともに、飼料生産基盤の整備に係る適切な土地利用を図るため、集落及び事業実施地区内の農地全体に係る土地利用計画を作成する。

(7) 家畜の飼養計画

飼料生産基盤の整備、担い手への飼料生産基盤の集積及び造成整備改良による自給率の向上等を考慮した家畜の飼養計画を作成する。

(8) 飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標

畜産経営において必要となる飼料を確保するための飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標を作成する。

(9) 関連事業計画

農地流動化施策、生産の組織化及び生産性向上等の生産対策に係る事業等の導入計画について作成する。

(10) 推進体制整備計画

担い手に飼料生産基盤の集積を図るための推進体制の整備について、市町村段階及び集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容を作成する。

(11) その他必要な事項

第 6 事業実施計画の樹立等

1 都道府県知事は、活性化計画に基づき、以下に定めるところにより、本事業の事業実施計画を樹立・作成するものとする。

2 事業実施計画を樹立するに当たっては、都道府県知事は、費用負担予定者及び当該施設の予定管理者の同意を得るものとし、これらに係る資金計画、予定管理方法等を明らかにするものとする。

3 事業実施計画の樹立地区の選定

(1) 事業実施地区選定の申請及び申請書に含まれるべき事項

ア 事業実施計画の樹立地区（以下この別紙において、「樹立地区」という。）の選定は都道府県知事が行うものとし、都道府県知事は、事業実施計画の樹立に際し、関係市町村から別記様式第2号の草地畜産基盤整備事業実施地区選定申請書の提出を受けるものとする。

イ アの申請書には、あらかじめ事業参加資格者が予定されている場合は、別記様式第3号の草地畜産基盤整備事業参加申出書及び次の書面を添付するものとする。

(ア) 事業参加資格者（予定者）が当該事業の施行に係る土地につき、所有権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利（以下この別紙において「使用収益権」という。）を有することを証する書面又は使用収益権を取得することが確実であることを証する書面

(イ) 事業参加資格者（予定者）は、養畜の業務を営む者との間における家畜排せつ物の土地還元についての合意を証する書面又は家畜排せつ物（施設処理後の残さ物、乾ふん等を含む）の土地還元施設の管理予定者との間における家畜排せつ物の土地還元についての合意を証する書面

(2) 事業実施計画の樹立の選定基準

都道府県知事は上記（1）により草地畜産基盤整備事業実施地区選定申請書を受領した場合は、当該地区に係る事業の必要性、可能性等を審査の上、緊急度を考慮して、あらかじめ次の基準に準拠して選定するものとする。

ア 事業実施計画対象予定地区において第4の要件に適合すると見込まれること。

イ 用地調達の見通し及び事業参加資格者の確保の見通しが十分あること。

ウ 事業実施に対する市町村その他関係機関の熱意がおう盛であること。

エ 事業参加者の経営収支計画及び家畜導入計画が適切であり、資金計画の見通しが十分であること。

オ 本事業により事業を実施している地区、実施しようとする事業と同種の公共事業を実施している地区は含めないものとする。

なお、自然的条件（地勢、地形等）又は社会的、経済的、行政的要因等により、地区境が明確となる場合は、この限りではない。

4 事業実施計画の作成

(1) 樹立地区に係る事業実施計画の作成については、原則として工事着手の前年度に実施するものとし、補助対象事業費の上限は1,000万円とする。

(2) 事業実施計画はこれに基づいて直ちに工事着手できる精度であることを要するとともに事業の効用が費用を償っているものとし、都道府県知事が別記様式第4号の草地畜産基盤整備事業実施計画書により、作成するものとする。

5 事業実施計画の留意事項

(1) 都道府県知事は、事業実施計画を樹立・作成することとなったときは、事業実施計画の樹立・作成のために必要な調査を関係部局の協力を得て実施するものとする。

この場合において、都道府県知事は、必要に応じ事業実施計画の樹立・作成事務の一部を市町村、農業協同組合、事業指定法人その他適当と認める者に委託することができるものとする。

(2) 事業実施計画は、草地開発整備事業計画設計基準（令和2年6月11日付け2生畜第431号農林水産省生産局長通知）に留意して作成しなければならない。

(3) 都道府県知事が樹立する事業実施計画の作成にあたっては、環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）に基づき、田園環境マスタープランが定められて

いる地域においては、田園環境マスタープランとの整合を踏まえた事業実施計画を作成するものとする。

6 農山漁村地域整備計画の作成

- (1) 都道府県知事は、事業実施計画を作成した後、実施要綱第3に定める農山漁村地域整備計画（以下この別紙において「整備計画」という。）を策定するものとする。

第7 事業の実施

1 実施計画の提出

- (1) 都道府県知事は、新たに交付金を充当して本事業を実施しようとするときは、実施要綱第3に定めるところによる整備計画策定前までに実施要綱第7の2に定める実施要件確認に必要な資料として、事業実施計画概要書等（事業計画概要書、事業実施計画及び活性化計画をいう。）を地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長）を経由して農林水産省畜産局長）に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、提出に当たって、以下のことを確認した後に提出するものとする。
 - ア 事業の実施が技術的に可能であること。
 - イ 事業の効果が費用を償うものであること。
 - ウ 活性化計画の内容が地域住民の合意に基づくものであり、かつ、地域農業及び集落の展望に即して適当と認められ、事業の実施により活性化計画の実現が図られると認められること。
 - エ 土地その他に関する各種権利関係が調整される見通しがあること。
 - オ 活性化計画に定める農地流動化計画（飼料基盤集積整備事業に限る）の達成が見込まれること。
 - カ 道路及び用排水路の配置、規模構造等が土地条件、将来の営農の構想等に即応するものであること。
 - キ 草地管理道路として必要な既設林道の整備（舗装等）を行う場合にあっては、林道管理者等との協議が整っていること。

2 事業開始の通知

都道府県知事は、事業実施計画を提出したときは、関係市町村長及び事業実施主体（都道府県を除く。）に対し、その旨を事業実施計画を添えて通知するとともに、本事業開始の通知を行うものとする。

3 事業の実施

事業実施主体は、本事業の実施を希望する事業参加者からの申請又は委託に基づき本事業を実施するものとする。

- (1) 事業実施主体（都道府県を除く。）は、都道府県知事から事業開始の通知を受けたときは、本事業に係る地区の所在する市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ当該事業参加者との間に必要な契約を締結するものとする。

ただし、事業指定法人は、事業参加者が事業実施計画に記載されている場合で、都道府県、事業指定法人及び当該市町村との調整が整ったものについては事業参加者と契約できるものとする。
- (2) (1)の契約においては、交付金の交付に関し付される条件の遵守することの事項が規定されているものとする。
- (3) 事業指定法人は、(1)の契約を締結したときは、遅滞なく都道府県知事に対し当該契約書の写しを提出するものとする。

4 各年度の事業承認協議

- (1) 事業実施主体（都道府県を除く。）は、毎年度、本事業の実施にあたり、あらかじめ当該年度に実施する事業実施計画に基づく実施設計を作成し、当該実施設計について契約の相手方たる市町村等の同意を得るものとする。

- (2) 事業実施主体（都道府県を除く。）は、(1)で作成した実施設計につき毎年度、都道府県知事の承認を受けるものとする。
- 5 事業の区分経理
事業実施主体は、本事業を実施するために必要な経理を他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。
- 6 事業費の積算
本事業の事業費の積算は草地開発整備事業等事業費積算要領（昭和 46 年 4 月 19 日付け 46 畜 B 第 945 号農林省畜産局長通知）により行うものとする。
- 7 事業の実施期間
事業実施主体は、事業の実施に際し、可能な限り事業費単価の低減に努めるとともに、おおむね 5 年で事業完了が図られるよう努めるものとする。
- 8 指導体制
- (1) 都道府県知事は、活性化計画及び事業実施計画の樹立並びに事業の実施に当たり、本事業の主務課及び関係各課と普及指導センター等現地指導機関（以下この別紙において「指導機関」という。）との連携体制の確立に努めるものとする。
- (2) 指導機関は、活性化計画及び事業実施計画の策定並びに事業の遂行に当たって必要な技術指導及び経営指導等に協力するとともに、事業の効果が適確に確保できるよう、市町村、農業協同組合等と連携を保ちつつ事業実施後の営農指導に当たるものとする。
- (3) 都道府県知事は、指導機関が現地においてこの指導活動を適切に行い得るよう活動経費につき配慮するものとする。
- 9 事業完了後の措置
- (1) 草地等及び施設の一時使用等
- ア 事業実施主体は、事業が完了した草地等及び施設を譲渡するまでの間、工事の完了した部分を一時使用させることができるものとする。
- イ 事業実施主体は、事業が完了するまでの間において、分割して引き渡すことを適当と認める部分に係る工事が完了したときは、当該部分の草地等及び施設を譲渡することができるものとする。
- ウ 事業実施主体（都道府県を除く。）は、草地等及び施設の全部又は一部を貸し付けようとする場合においては、あらかじめ、都道府県知事と協議するものとする。
- (2) 都道府県知事、事業実施主体及び管理経営主体は、草地畜産基盤整備事業が完了後において、当該事業によって造成改良又は整備改良された農用地及び新設又は改良された施設の管理が事業の趣旨に即して適正に行われるように特に努めるものとする。

第 8 事業実施計画等の変更

- 1 都道府県知事は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、自らが設置した事業の中間評価に係る審査会による審査を経て事業実施計画の変更を行うものとする。
- (1) 事業実施主体、管理経営主体又は事業参加者の変更
- (2) 受益草地等の面積の 10%以上の増減
- (3) 工種の新設又は廃止
- (4) 労賃又は物価の変動によるものを除く総事業費の 10%以上の変動（公共事業の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減であって、変更前の事業実施計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）
- 2 都道府県知事は、前項に掲げる事業実施計画の重要な部分を変更したときは、別記様式第 5 号の草地畜産基盤整備事業実施計画変更報告書に、変更後の事業実施計画を添付して、地方農政局長等にその旨を報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。

- 3 都道府県知事は、事業実施計画に係る活性化計画を変更しようとするときは、あらかじめ関係市町村等の意見を聞くものとし、活性化計画を変更した場合は、地方農政局長等にその旨を報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。

第9 事業の完了報告等

- 1 都道府県知事は、本事業が完了したときは、別記様式第6号の草地畜産基盤整備事業完了報告書により、地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、実施要綱第5に基づき、整備計画を自主的・主体的に検証を行い、農林水産大臣に提出するとともに、整備計画及び事前評価結果を公表するものとする。

第10 助成

1 国費率

- (1) 国は、本交付金について次に掲げる表の交付対象欄に「○」を記載している工種に必要な経費の一部を、予算の範囲内において、都道府県に対して交付するものとし、本交付金の大要及び国費率は、次のとおりとする。
- (2) 当該交付金の交付申請の手続等については、別に定める農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知）によるものとする。

区分	種目	工種及び整備内容	交 付 対 象						国費率
			草地整備型		畜産担い手総合整備型			草地林地総合整備型	
			道営草地整備事業	公共牧場整備事業	飼料基盤集積整備事業	再編整備事業	水田等担い手育成整備事業		
事業計画策定事業	(1) 事業実施計画策定	ア 事業実施計画策定 都道府県が行う草地畜産基盤整備事業実施計画の作成に要する経費	○	○	○	○	○	○	50%以内
基本施設整備事業	(1) 草地整備改良	ア 草地整備改良 草地（輪作体系等の中で飼料生産を主体とした飼料基盤として利用される土地を含む。）の整備改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）に要する経費	○	○	○	○	○	○	50%以内 草地林地総合整備
		イ 道路整備 草地（アの整備に係る草地をいう。以下（1）において同じ。）の利用に必	○	○	○	○	○	○	

		要な道路の新設又は改良に要する経費							型 に あ っ て は 55% 以 内
		ウ 用排水施設整備 草地保全又は利用に必要な用排水施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	
		エ 雑用水施設整備 草地に係る経営に必要な水源取水施設及び導配水施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	
	(2) 関 連 草 地 造 成 改 良	ア 草地造成改良 草地（飼料畑を含む。）の造成又は改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）に要する経費	○	○	○	○	○	○	
		イ 道路整備 草地（アの整備に係る草地をいう。以下（2）において同じ。）の利用に必要な道路の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	
		ウ 用排水施設整備 草地の保全又は利用に必要な用排水施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	
		エ 雑用水施設整備 草地に係る経営に必要な水源取水施設及び導配水施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	
	(3) 草 地 等 の 基 盤 整 備 改 良	ア 野草地整備改良 野草地の整備改良（牧草導入のための障害物除去、起土、整地並びに土壌改良資材、牧草種子の購入及び散布を含む。）のほか、野草地の利用に必要な道路整備、雑用水施設整備の新設又は改良に要する経費		○	○	○	○	○	
		イ 放牧用林地整備 放牧用林地の造成又は整備（造林・除間伐並びに牧草導入のための障害物除去、起土、整地並びに土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）			○	○	○	○	

		のほか、放牧用林地の利用に必要な道路整備、雑用水施設整備の新設又は改良に要する経費							
		ウ 牧野樹林整備 草地の保全、家畜の保護上必要な樹林の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	
		エ 家畜排せつ物還元用農用地造成・整備 家畜排せつ物の還元に必要な農用地の造成改良又は整備改良に要する経費	○			○	○		
		オ 水質汚染防止基盤整備 牧場施設等から排出される汚水を浄化するために必要な水質浄化林・浄化水路の造成整備又は浄化池・汚水処理池等の整備改良に要する経費			○	○	○		
		カ 防災施設整備 草地（飼料畑、野草地、放牧用林地及び牧野樹林を含む。）の造成改良、整備改良又は保全上必要な防災施設又は樹林の新設又は改良に要する経費		○	○	○	○	○	
		キ 施設用地造成整備 牧場の管理経営を行うための基地となる畜産施設用地、牧場の持つ緑資源、景観を活用するために必要な牧場広場及び区分欄の利用施設整備事業の整備に伴い必要となる施設用地の造成整備に要する経費		○	○	○	○	○	
		ク 鳥獣被害防止施設整備 草地、飼料畑、牧場施設等への鳥獣被害の防止に必要な施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	
利用施設整備事業	(1) 農業用施設整備	ア 隔障物整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地における家畜の放牧に必要な隔障物の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	50%以内草地
		イ 家畜保護施設整備							

	整備改良又は造成改良された草地（飼料畑を含む。）、野草地及び放牧用林地を利用する家畜の飼養に必要な家畜避難舎、増飼施設、当該家畜の看視及び保護に必要な看視舎等の新設又は改良に要する経費		○	○	○	○	○	林地総合整備型にあっては55%以内
ウ	電気導入施設整備 施設等に必要な電気を導入する施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	○	○	
エ	用排水施設整備 農業用施設に必要な用排水施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○	○	○	
オ	雑用水施設整備 農業用施設に必要な水源取水施設及び導配水施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○	○	○	
カ	飼料調製貯蔵施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の利用に必要な飼料乾燥施設並びに飼料貯蔵施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○	○	○	
キ	飼肥料庫整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地を利用する家畜の飼養に必要な飼料の保管施設並びに管理に必要な肥料の保管施設の新設又は改良				○	○		
ク	家畜排せつ物処理施設整備 家畜排せつ物を処理するために必要な施設の新設又は改良に要する経費		○		○	○	○	
ケ	水質汚染防止施設整備 牧場施設等から排出される汚水を浄化するために必要な水質汚染防止施設の新設又は改良に要する経費に要する経費			○	○	○		
コ	間伐材加工処理施設整備 間伐材を畜産的利用す				○		○	

		るために必要な加工処理施設の新設又は改良に要する経費						
	サ	衛生管理施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地を放牧利用する家畜の疾病予防又は衛生対策に必要な衛生舎、薬浴、牛舎等の施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○	○	○
	シ	放牧馴致施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地を放牧利用する家畜の放牧馴致に必要なパドック、シェルター、草架等の施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○	○	○
	ス	防護柵整備 牧場、遊歩道等への来訪者の安全を図るための防護柵の新設及び改良に要する経費		○				○
	セ	環境保全施設整備 都市住民との交流及び緑資源の提供に供する施設の適切な利用と保全を図るための休憩所、便所、水飲場、ベンチ、展望施設、案内板、体験学習施設、ごみ処理施設等の新設、改良に要する経費		○				
(2) 農 機 具 等 導 入	ア	牧場用機械施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の利用に必要な農機具、監視用家畜の導入に要する経費		○		○	○	○
	イ	農具庫整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の管理利用に必要な農機具の保管施設の新設又は改良に要する経費				○	○	
	ウ	燃料庫整備 施設及び農機具等に必要な燃料の保管施設の新設又は改良に要する経費				○		

2 効果促進事業

第4の1の表の種類欄に掲げる事業のほか、実施要綱第3に定める整備計画を達成するため、第4の1の表の種類欄に掲げる事業と一体となってその効果を高めるために必要な事業のうち、第10の表の工種及び整備内容の草地整備改良、草地造成改良、野草地整備改良及び放牧用林地整備と一体的に行うものについて、交付要綱第2の2の(2)効果促進事業を実施することができるものとし、国費率は、交付要綱別表のとおりとする。

3 第4の1の表の種類欄の各事業に係る補助率（事業計画策定事業に係る補助率及び効果促進事業は除く。）は、以下のとおりとする。

- (1) 畜産担い手総合整備型の各事業を実施する場合にあっては、離島は、同表中「50%以内」とあるのは「55%以内」と、奄美群島は、同表中「50%以内」とあるのは「2/3以内」とする。
- (2) 草地林地総合整備型を実施する場合にあっては、離島は、同表中「55%以内」とあるのは「60%以内」と、奄美群島は、「55%以内」とあるのは「70%以内」とする。

4 事業内容については、第4の1の表のほかに次に定めるところによるものとする。

(1) 草地整備改良、草地造成改良等

ア 通常の作業のほかに、特殊土壌のために、マサ抜き、心土破碎等を必要とする団地についてはその経済性を勘案し当該作業に要する経費（人夫費、機械施工料等）を補助の対象とする。

イ 除草に用いる除草剤及び抜根、除石に用いる火薬類の購入に要する費用は、現地の状況に応じ補助の対象とする。

ウ 土壌改良資材は、土壌の改良に要する石灰質資材（炭カル等）、磷酸質資材（溶性磷肥等及び草地用化成（農林水産省の登録銘柄に限るものとし、事業実施主体が独自に混合するものは含まない。））とする。

エ 有機質資材の購入及び散布に要する経費は、草地の造成及び整備改良時に、表土の確保が困難であり、又は腐食含有量が不足する場合に、補助の対象とするものとする。

オ 有機質資材は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第2条第2項に規定する特殊肥料又は汚泥を原料として生産される普通肥料のうち、品質表示又は保証票の添付のあるものに限ることとする。

カ 牧草種子は、品質証明を受けた優良牧草種子（原則として都道府県の定める奨励品種であること。）とする。

キ 飼料畑とは、青刈飼料作物、一年生牧草、飼料用根菜、飼料用果菜等飼料用作物を主として栽培する土地であって、飼料畑に対する種子の購入及び散布に要する経費は補助の対象としない。

ク 蹄耕法による草地造成改良に対する助成

草地開発整備事業において草地造成改良を蹄耕法によって行う場合の重放牧に必要な管理人夫の雇用に要する経費は、補助対象とする。

(2) 道路整備

道路の改良とは、(a)曲線、勾配の修正を含む路線の位置の変更、(b)幅員の拡張、(c)(a)及び(b)の組合せ工事等道路の利用効率を本質的に高める工事をいい、敷砂利程度の路面改修のみの工事等は含まないものとする。

なお、地形等の条件で索道が必要な場合は、これを基本施設として補助の対象とする。

(3) 利用施設整備事業

利用施設整備事業は、第10の表の種目欄の草地整備改良、関連草地造成改良、第10の表の工種及び整備内容欄の野草地整備改良、放牧用林地整備と一体的に行う場合に限り、実施することができるものとする。

なお、補助対象範囲は、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57

年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)によるものとする。

(4) 家畜保護施設整備

ア 家畜保護施設を整備(公共牧場は除く。)する場合にあつては、飼料自給率の向上率が事業採択時の現況値より10%以上となることが確実とみこまれ、かつ、市町村計画等の飼料自給率の現況値以上であること。

イ 家畜保護施設の整備にあたっては、畜産物の需給動向に配慮するとともに、関係者等と十分調整を図るものとする。

ウ 家畜保護施設の整備に要する経費は、過大積算とならないよう留意するものとし、所得償還率の低減に努めるものとする。

エ 家畜保護施設の整備を行った場合は、家畜導入計画に基づき、家畜の導入を行うものとし、おおむね5年以内に家畜の導入を完了することが見込まれること。

(5) 飼料調製貯蔵施設整備及び農機具等導入

飼料受託組織又は共同利用方式により、飼料調製貯蔵施設整備及び農機具等導入を実施する場合にあつては、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)に留意するとともに、すべての利用者(公共牧場における整備を除く。)が第10の表の工種及び整備内容の草地整備改良、草地造成改良、野草地整備改良及び放牧用林地整備と一体的に行う場合に限り、助成の対象とする。

(6) 鳥獣被害防止施設整備

鳥獣被害防止施設の整備を実施する場合にあつては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条第1項の規定による被害防止計画との整合を図るものとし、第10の表の工種及び整備内容の草地整備改良(輪作体系は除く。)及び草地造成改良と一体的に行う場合に限り、実施することができるものとする。

(7) 農機具等導入

農具庫整備及び燃料庫整備は、牧場用機械施設整備と一体的に行う場合に限り、助成の対象とし、過大整備とならないよう留意するものとする。

5 融資

(1) 本事業に対する融資については、株式会社日本政策金融公庫資金及び農業近代化資金の融資を受けることができる。

(2) 第7の2の事業実施計画の決定通知を受けた市町村は、(1)の融資を受けようとするものがあらかじめ予定されている場合は、(1)の融資の手続によるほか次に掲げるところによるものとする。

ア 市町村長は、事業実施計画に基づき、(1)の融資を受けようとする者について、別記様式第7号の様式により、次の事項を記載した計画書(以下この別紙において「資金計画書」という。)を作成し、都道府県知事に協議するものとする。

(ア) 農業経営の状況

(イ) 農業経営の改善計画

(ウ) 取得を予定している農地等又は未墾地並びに整備を予定している施設等

(エ) 必要資金の額及び調達方法

(オ) 償還計画

(カ) その他必要な事項

イ 都道府県知事は、アの資金計画書の内容を審査し適当と認めたときは、市町村長に通知するとともに、当該地区の事業実施計画の概要及び資金計画書に基づく資金所要額を株式会社日本政策金融公庫及び関係融資機関へ通知するものとする。

ウ 都道府県知事が資金計画書の内容を審査するに当たっては、あらかじめ、関係機関(株式会社日本政策金融公庫、農業協同組合等)との意見調整を行う等融資を受けようとする者への融資が円滑に行われるよう配慮するものとする。

第 11 補則

1 他の施策との関連

本事業において配合飼料を購入している者又は団体（以下「畜産経営者」という。）が事業参加者となる場合には、当該事業参加者は、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和 50 年 2 月 13 日付け 50 畜 B 第 303 号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約の締結を継続するものとする。ただし、事業実施前年度に契約を締結していない畜産経営者、自給飼料への転換等によって配合飼料の使用を中止する等の合理的な理由がある畜産経営者、不特定の者が受益する取組を行う畜産経営者については、その限りではない。

2 本事業に係る国有林野の活用

本事業に基づく事業を実施するために必要な国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律（昭和 46 年法律第 108 号）その他関係諸法令及び国有林野の活用に関する通知の定めるところによるものとする。

3 農地流動化対策の活用

本事業の円滑な実施を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「農地中間管理事業推進法」という。）及び基盤強化法に規定する事業の積極的活用を図るものとし、その実施については、農地中間管理事業推進法、基盤強化法その他関係法令の定めるところによるものとする。

4 家畜排せつ物の土地還元

本事業において、輪作体系の中で飼料基盤として利用される土地を草地の整備改良の対象とする場合にあっては、家畜排せつ物の土地還元に努めるものとする。

5 草地管理道路として必要な既設林道の整備の協議

実施計画の承認申請等において、草地管理道路として必要な既設林道の整備（舗装等）を行う場合にあっては、林道管理者等との協議が整っているものとする。

6 補助事業等の実施に要する人件費の算定等

本事業のうち第 10 の表の事業内容欄の事業計画策定事業の実施に要する人件費については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。

第 12 経過措置

1 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生畜第 2433 号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、農林水産省林野庁官、農林水産省水産庁官連名通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2454 号農村振興局長通知）別紙番号 1 経営体育成基盤整備事業に係る運用に定めた実施要件をみだし、農山漁村地域整備計画に交付対象事業とした地区であって、平成 23 年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、要綱別紙 1 の(1)に定める営農目標推進整備計画の作成をもって本事業に移行されたものとみなす。

2 農用地開発事業実施要綱（昭和 45 年 12 月 10 日付け農地 C 第 500 号農林事務次官依命通知）又は畜産担い手育成総合整備事業実施要綱（平成 16 年 3 月 30 日付け 15 生畜第 5007 号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施してきた地区であって、平成 23 年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

3 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業）（平成 23

年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知。以下この別紙において「地域自主戦略交付金交付要綱」という。）に基づき採択された事業が本事業の実施要件を満たしている場合については、本事業へ移行されたものとみなす。

- 4 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要領別紙（番号3 草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第7の規定、特定地域振興生産基盤整備事業実施要領別紙（番号3 草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第7の規定、地域自主戦略交付金交付要綱（番号11 草地畜産基盤整備事業に係る運用）の第8の規定に基づいて、平成24年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本事業の実施に必要な資料の提出がされたものとみなすことができる。

	県	地区
	作 成 年 月	

(

型

)事業

畜産活性化計画書

〇〇地区

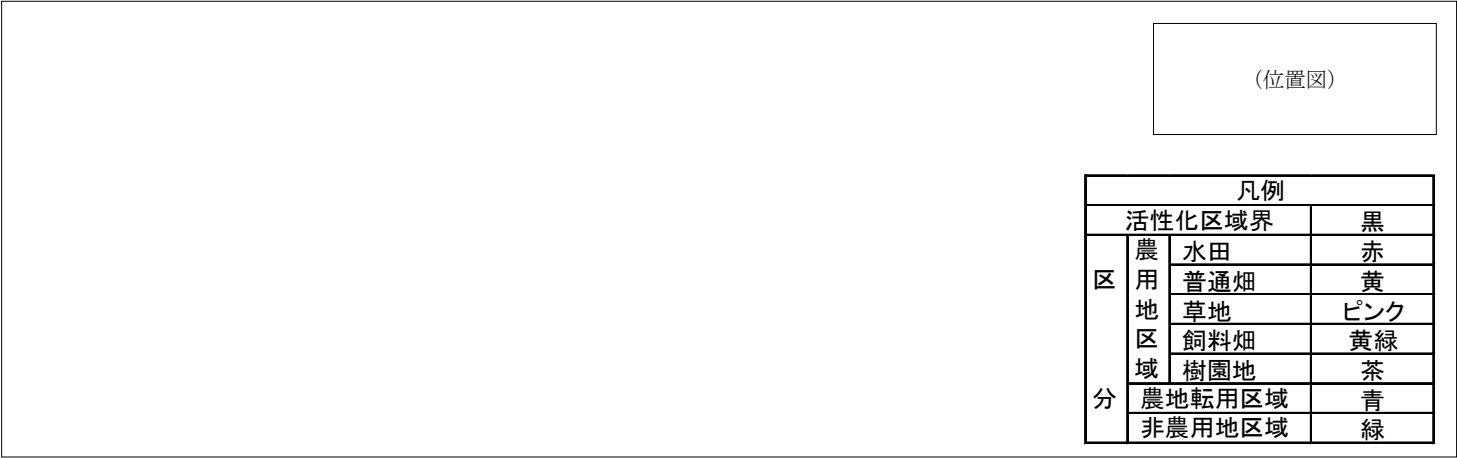
令和 年 月

〇〇県（都道府県）

〈目 次〉

第1章 概 要	
1 畜産活性化計画総括表	(2)実現すべき農業構造の目標
2 畜産経営の変化と農業農村整備の展望	(3)畜産の生産性向上の目標
3 畜産担い手育成の展望	(4) 担い手育成計画
4 対象事業の概要	(5)農地の流動化計画(飼料基盤集積事業に限る。)
第2章 地域畜産の概要	(6)土 地 利 用 計 画
1 計画地域の概要	(7) 家畜飼養計画
2 市町村の概況	(8) 飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標
(1)市町村の概要	①自給飼料の生産目標
(2)市町村における畜産振興等の目標	②飼料生産基盤の整備目標
第3章 計画事項	2 関連事業計画
1 畜産活性化の目標	3 推進体制整備計画
(1)育成すべき畜産経営の姿	4 その他必要な事項

畜産活性化計画区域図
〇 〇 県〇 〇 地区



- (注) 1 第3章の土地利用構想に従って区分する。
- 2 計画内容が分かる適当な縮尺とし、A4版折込みとする。

第1章 概要
1 畜産活性化計画総括表

農政局名	
------	--

都道府県名	所在地	地区名	区域面積（ha）			担当部署名						
						(TEL FAX)						
地勢及び社会経済条件						飼料生産基盤の整備状況						
営農状況												
農業構造の再編目標	現在				目標（10年後）							
	農家戸数（戸） 農用地面積（ha） 飼料基盤面積（ha） 家畜飼養頭数 経営面積（ha） 農業所得（千円）				農家戸数（戸） 農用地面積（ha） 飼料基盤面積（ha） 家畜飼養頭数 経営面積（ha） 農業所得（千円）							
自給飼料生産計画	区分	需要量（TDN） (A)	供給量（TDN） (B)	差引過不足量（TDN） (A)－(B)	外部依存量（TDN）			飼料自給率 (B)／(A)	備考			
					その他粗飼料(C)	濃厚飼料(D)	計					
		現況	t	t	t	t	t			t	%	
		計画	t	t	t	t	t	t	%			
道営草地整備事業・公共牧場整備事業関連	担い手育成の目標	現況担い手戸数(A)		計画担い手戸数(B)		計画(B)／現況(A)		備考				
		(戸)		(戸)		(10年後)						
	土地利用計画構想	区分	活性化計画 区域面積(ha)	農用地(ha)					非農用地	その他	計	
				水田	普通畑	飼料畑	牧草地	その他	小計			
		現況										
		計画										
	家畜飼養計画	現況家畜飼養頭数(A)		計画家畜飼養頭数(B)		戸数		計画(B)／現況(A)		備考		
		(頭)		(頭)		(戸)						
	事業管理計画	① (年～年)		② (年～年)		③ (年～年)			④ (年～年)			
飼料生産基盤集積整備事業関連	飼料生産基盤の流動化計画	項目	受益草地等面積(A)		担い手の経営飼料基盤面積(B)			同左①(%) (B)÷(A)		備考		
		現況	(ha)		(ha)					※比率は、面積比による		
		対象事業完了時	(ha)		(ha)			(5年後)				
		目標	(ha)		(ha)			(10年後)				
		現況担い手経営飼料基盤面積(A)	計画担い手経営飼料基盤面積(B)		戸数		計画(B)／現況(A)		対象事業完了後			
			(ha)		(ha)		(戸)		(10年後)		(5年後)	
		担い手等への土地利用集積方法	計(ha)	個別農家	農地所有適格法人	生産組織	その他	備考				
		自己所有地										
		賃借権設定										
		経営受託										
		農作業受託										
	その他	()	()	()	()	()						
	家畜飼養計画	現況家畜飼養頭数(A)		計画家畜飼養頭数(B)		戸数		計画(B)／現況(A)		対象事業完了後		備考
		(頭)		(頭)		(戸)		(10年後)		(5年後)		※比率は、頭数比による
	事業管理計画	① (年～年)		② (年～年)		③ (年～年)			④ (年～年)			
	再編整備事業関連	飼料生産基盤の整備計画		山林	原野	採草放牧地	田	畑	計	備考		
			造成改良					()				
			整備改良					()				
			野草地整備					()				
放牧用林地整備							()					
その他							()					
		計					()					
家畜飼養計画		現況市町村家畜飼養頭数(A)		計画市町村家畜飼養頭数(B)		戸数		計画(B)／現況(A)		対象事業完了後		備考
		(頭)		(頭)		(戸)		(10年度)		(5年後)		
		うち担い手分(A)		うち担い手分(B)		戸数		計画(B)／現況(A)		対象事業完了後		備考
		(頭)		(頭)		(戸)		(10年後)		(5年後)		
事業管理計画		① (年～年)		② (年～年)			③ (年～年)			(年～年)		

(注1) 土地利用集積方法のその他の欄の()は交換分合等を記入する
(注2) 草地整備利用促進事業は道営草地整備事業関連欄に記載すること。

2 畜産経営の変化と農業農村整備の展望

	現況	計画
経営形態		
経営状況		
生産基盤		

3 担い手育成の展望

4 対象事業の概要

事業名	地区名	採択年度	完了予定 年 度	受益面積	総事業費	(道営草地整備事業)	
						計画区域草地等面積	参加農家に占める担い手農家割合
		年度	年度	ha		ha	%

第2章 地域畜産の概要

1 計画区域の概要

① 計画区域の範囲

市町村名	関係集落	関係農協	関係面積	関係戸数

② 計画区域における畜産の概況

③ 対象区域の選定理由

2 市町村の概況

(1) 市町村の概要

(2) 市町村における畜産振興等の目標

① 振興計画及び指定地域の状況

(市町村名：、調査年度：令和 年度)

名称	対象地域	指定・許可年月日				内容	備考
		指定		許可			
		指定		許可			
		指定		許可			
		指定		許可			

(市町村名： 調査年度：令和 年度 調査資料名：)

第3章 計画事項

1 畜産活性化の目標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等

(2) 実現すべき農業構造の目標（市町村計画等）

営農類型	経営規模の目標	農家戸数の目標	区域内農家戸数	区域内担い手農家戸数

(3) 畜産の生産性向上の目標

[illegible][illegible]

① 担い手等の内訳

(注) 担い手農家及び生産組織等の現在数についても要綱・要領で定義された要件に合致するものについて記入する。

5年後

10年後

(注) 1 個別経営体毎に記入するものとする。

5 年後

[illegible]

[illegible]

④ 農地所有適格法人及び農業生産組織の概要

[illegible][illegible]

(6) 土地利用計画
① 土地利用構想 (単位: ha)

[illegible]

② 飼料基盤利用集積の内訳
現在

農作業主体	担　　い　　手　　農　　家　　等								合　　計	
	個　別　農　家		農地所有 適格法人		生　産　組　織		そ　の　他			
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
自　己　所　有　地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
賃　借　権　設　定										
農　作　業　受　託										
その他（　経営受託）										
計										

計 画（10年後）

農作業主体	担　　い　　手　　農　　家　　等								合　　計	
	個　別　農　家		農地所有 適格法人		生　産　組　織		そ　の　他			
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
自　己　所　有　地	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
賃　借　権　設　定										
農　作　業　受　託										
その他（　経営受託）										
計										

③ 担い手別団地別の飼料基盤利用集積調整一覧表（ 飼料基盤集積整備事業に限る。）

担い手 農番 番号	地 番	面 積 (ha)	計画地目	所有農 家番号	面 的 集 積 方 法（ha）				
					所 有 権	賃 借 権	作 業 委 託	経 営 委 託	計

（ 注 ） 一覧表は担い手別に整理する。

④ 飼料基盤集積計画状況図（ 飼料基盤集積整備事業に限る。）

草地集積計画状況図

凡 例	
活 性 化 計 画 区 域	黒 で囲む
担い手飼料基盤区域	黒 〰〰〰 で囲む
担い手団地界	茶 〰〰〰 で囲む
所 有 者	○
耕 作 者（ による）	△
受 託 者（ ）	□
所有権による集積	赤
賃借権等による集積	緑
農作業受託等による集積	黄
交換分合による移動	青

（ 注 ） 1 色分、記号、番号等で集積状況がわかるように作成する。
2 計画内容が分かる適当な縮尺とし、A 4 版折込みとする。

(7) 家畜の飼養計画

区 分	乳 用 牛			肉 用 牛			そ の 他					
	飼養戸数	飼養頭数	戸 当 り 飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	戸 当 り 飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	戸当飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	戸当飼養頭数
現 況	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計 画	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
増 減	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

- (注) 1 上段は市町村全体、下段 () 書きは担い手分とする。なお、公共牧場の場合は上段を預託頭数とする。
- 2 その他は、畜種毎に記入する。

(8) 飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標

① 自給飼料の生産計画

5 年後

(単位：t)

区 分	需 要 量 (TDN) (A)	供 給 量 (TDN) (B)	差引過 不足量 (TDN) (A) + (B)	外 部 依 存 量 (TDN)				飼 料 自 給 率 (B) / (A)	備 考
				公共草地 (C)	そ の 他 粗飼料 (D)	濃厚飼料 (E)	計		
現 況	t	t	t	t	t	t	t	%	
計 画	t	t	t	t	t	t	t	%	
増 減	t	t	t	t	t	t	t	%	

1 0 年後

(単位：t)

区 分	需 要 量 (TDN) (A)	供 給 量 (TDN) (B)	差引過 不足量 (TDN) (A) + (B)	外 部 依 存 量 (TDN)				飼 料 自 給 率 (B) / (A)	備 考
				公共草地 (C)	そ の 他 粗飼料 (D)	濃厚飼料 (E)	計		
現 況	t	t	t	t	t	t	t	%	
計 画	t	t	t	t	t	t	t	%	
増 減	t	t	t	t	t	t	t	%	

②飼料生産基盤の整備目標

		事 業 対 象 用 地					目標整備量	事 業 計 画
		山林	原野	採草放牧地	田	畑		
飼料生産基盤								
	造 成 改 良							
	整 備 改 良							
	野草地整備							
	放牧用林地整備							
	その他							
農 道								
用 排 水								

② 農業用施設の整備目標

	現 在	目標整備量
家畜保護施設		
家畜排せつ物処理施設		
飼料調製貯蔵施設		

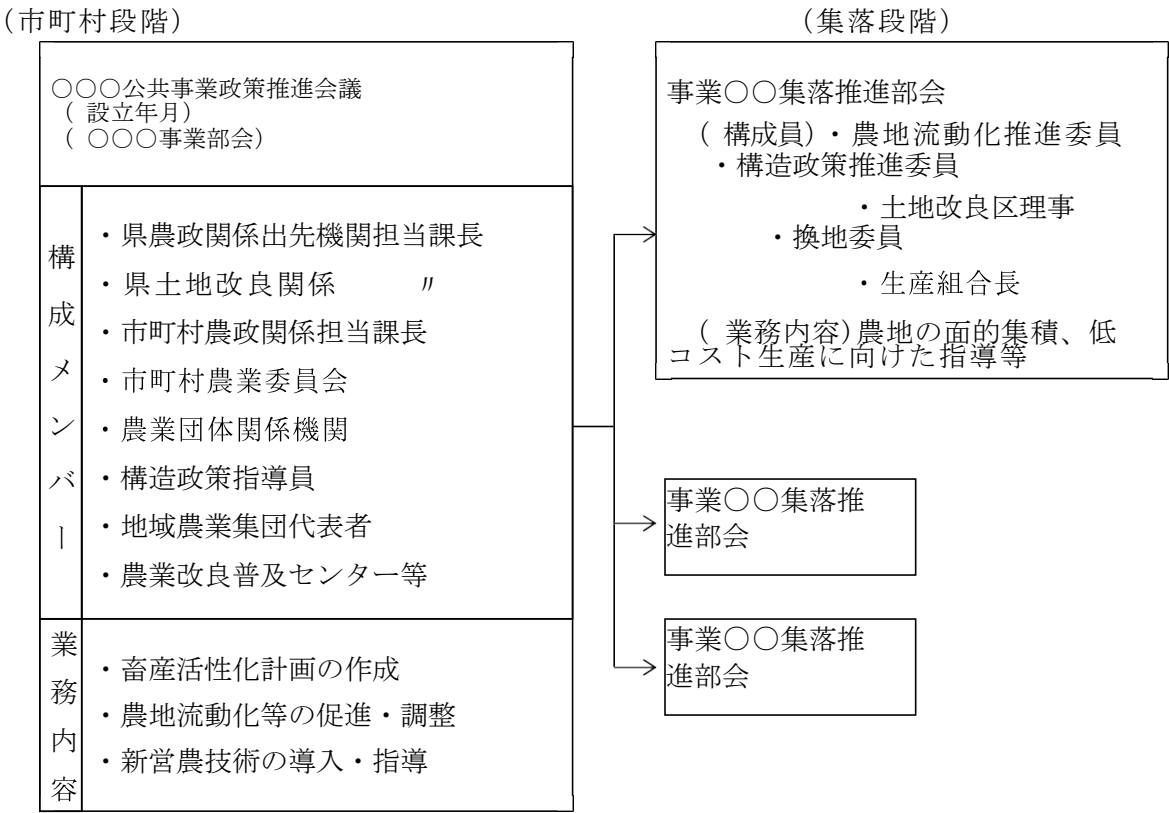
2 関連事業計画

導入事業（資金）名	事業の内容	導入 （予定） 年度	完了 （予定） 年度	草地畜産基盤整備事業との関連 （飼料生産基盤の面的集積との関連）	備考

3 推進体制整備計画

事業の円滑な推進を図るための推進整備体制について、地区又は市町村段階、集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容等を記述するとともに組織図を作成する。

例



〇〇〇〇〇〇草地畜産基盤事業（〇〇型）
〇〇事業実施地区選定申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市 町 村 長

令和〇〇年度草地畜産基盤整備事業実施地区として下記地区を選定されたく、別紙調書を添えて草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定に基づき申請します。

記

- 1 地 区 名
- 2 所 在 地
- 3 事業の種類
- 4 別紙調書
草地畜産基盤整備事業（〇〇型）〇〇事業実施申請地区概況調書

〇〇〇草地畜産基盤整備事業（〇〇型）
〇〇事業実施申請地区概況調書

- 1 地 区 名
- 2 所 在 地
- 3 事業の必要性と目的
- 4 総括表

(道営草地整備事業、公共牧場整備事業及び草地整備利用促進事業)

所 在 地	地区面積及び造成 整備改良予定面積					豚換算頭数			事業参加資格者 (有 ・ 無)			備 考	
	地区 面積	造成 改良 面積	整備 改良 面積	野草 整備 面積	その他 面 積	区 分	地 域	地 区	区 分	戸 数	頭 羽 数		
	ha	ha	ha	ha		現況	頭	頭	計	戸	戸		
								()					
						計画			〔 殖 育 豚 鶏 その他	()	()		()

(飼料基盤集積整備事業)

所 在 地	飼 料 生 産 基 盤 の 流 動 化 計 画					
	担い手等への土地利 用集積方法	計 (ha)	個別農家	農業所有適格 法 人	生産組織	そ の 他
	自己所有地					
	賃借権設定					
	経営受託					
	農作業受託					
	その他	()	()	()	()	()

(再編整備事業)

所 在 地	地区面積及び造成 整備改良予定面積					豚換算頭数			事業参加資格者 (有 ・ 無)			備 考
	地区 面積	造成 改良 面積	整備 改良 面積	野草 整備 面積	その他 面 積	区 分	地 域	地 区	区 分	戸 数	頭 羽 数	
	ha	ha	ha	ha		現況	頭	頭	計	戸	戸	
								()				
						計画			〔 殖 育	()	()	

(水田地帯等担い手育成事業及び草地林地総合整備型)

所 在 地	地区面積及び造成 整備改良予定面積					牛飼養頭数			事業参加資格者				備 考
	地区 面積	造成 改良 面積	整備 改良 面積	野草 整備 面積	その他 面 積	区 分	地区 頭数	区 分	現況		計画		
									戸 数	うち 担い 手数	戸 数	うち 担い 手数	
	ha	ha	ha	ha		現 況	頭	計 酪農 肉用牛	戸 () () ()	戸 () () ()	戸 () () ()	戸 () () ()	
						計 画	頭	〔 殖 育	() ()	() ()	() ()	() ()	
								その他	()	()	()	()	

5 関係市町村の概況

(1) 農家戸数

(令和 年 月現在)

[illegible]

(注) 1 経営規模別農家戸数欄の()内は北海道についてのものである。

2 数市町村にわたる場合は、各市町村ごとに作成するとともに、その合計も記入すること。（以下に同じ。）

(2) 經營土地面積

(令和 年 月現在)

市町村名	区 分	農用地面積							農用地に對する草地、飼料畑及び輪作畑の占める割合	原 野			山 林			その他	合計	備 考
		草地	飼料畑	輪作畑	小計	その他	計	戸当り農地 用面積		採草・放牧する草地	採草・放牧しない草地	計	採草・放牧する草地	採草・放牧しない草地	計			
	全 数 農 家 1戸当り	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	%	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	

(3) 家畜の飼養状況

市町村名	区分 年度	乳用牛(2才以上のもの)				乳用牛(2才未満のもの)				肉用牛				〇 〇				豚換算頭数		備考
		飼養戸数	飼養頭数	飼養農家率	1戸当り頭数	飼養戸数	飼養頭数	飼養農家率	1戸当り頭数	飼養戸数	飼養頭数	飼養農家率	1戸当り頭数	飼養戸数	飼養頭数	飼養農家率	1戸当り頭数	現況	計画	
	近年 最近年 主要畜種	戸	頭	%	頭	戸	頭	%	頭	戸	頭	%	頭	戸	頭	%	頭	頭	頭	

(注) 1 飼養農家率=飼養戸数/全農家戸数

2 1戸当たり頭数＝飼養頭数／飼養戸数

(4) 関連事業実施状況等

農業経営基盤強化 促進法に基づく 市町村基本構想	策定の有無	有・無	策定年度	年度	摘 要									
市町村酪農・肉用 牛生産近代化計画	樹立の有無	有・無	樹立年度	年度	計画期間	～ 年度		草地開発・ 整備計画		造成面積	整備改良面積		備 考	
	飼養頭数の 目標	乳用牛	肉用牛	飼料作物 作付面積 の目標	水 田	普通畑	牧草地	その他	所得額 の目標	千円	飼料自給 率の目標	%		
		頭	頭		ha	ha	ha	ha						
市町村農業 振興地域 整備計画	策定の有無	有・無	策定年度	年 度	計画期間	～ 年度		摘 要						
〇 〇 〇 〇 事業	指定年度	年度	事業期間	～ 年度		基幹作目								
	主要事業 内 容													
土地改良事業	地区名	国・県営 の 別	事業着手 年 度	地区面積	農地造成面積 (受益面積)		主 要 作 目							
の 実 施 状 況			年度	ha	ha									

(5) 市町村の財政状況

市町村名	歳	市町村税	地方交付税	公営企業及び財産収入	分担金及び手数料	使用料及び手数料	国庫支出金	寄付金	繰入金	繰越金	雑収入	市町村費	合計	自主財政の割合				備考
	入													%				
	歳	議会費	役場費	消防費	土木費	教育費	社会及び労働施設費	保健衛生費	産業経済費	財産費	統計調査費	選挙費	公債費	諸支金	予備費	合計	産業経済費の割合	備考
	出																%	

6 地区の条件及び計画

(1) 立地条件

地区面積	交通の状況	地形	地質	標高	農耕期間の平均気温	無霜期間	傾斜度	水利用上の問題点	排水上の問題点	その他立地上の問題点
ha				m						

団地名	団地総面積	所有区分及び現況地目別面積				開発制限指定関係		利用期に達しない幼令林面積	開発整備に当たっての権利関係の整備方針	現在までの経緯の概要	開発整備に当たっての問題点	
		所有区分	面積	現況地目	面積	指定の種類	面積					
	ha		ha		ha		ha	ha	うち草地利用権設定予定面積 ha			

- (注) 1 所有区分の欄は、国有林野（国有林野法第2条に掲げる土地）、開拓財産、その他の国有地、公有地、（地方公共団体有地）、共有地、組合有地、会社有地、社寺有地、個人有地等の区分を記入すること。
- 2 開発制限指定関係の種類欄は、各種保安林の指定、砂防法による指定、自然公園法による指定、文化財保護法による指定、国有林野の直営生産事業林、母樹林、見本林、系争地、適地選定基準外等の内容を記入すること。
- 3 草地利用権とは、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第7条に規定する草地利用権をいう。
- 4 現在までの概要の欄は、例えば開拓財産については買収期日、旧所有者、不用地処分手続の進捗等、国有林野については森林管理局関係の交渉の経緯及び農地中間管理事業等につき記入すること。

- 添付書類
- 1 位置図
- 2 事業参加申出書の写し

別記様式第3号（第6の3関係）

〇〇〇〇〇〇草地畜産基盤整備事業（〇〇型）〇〇事業参加申出書

〇〇地区草地畜産基盤整備事業に関する事業への参加を希望しますので、〇〇〇の運用第〇の〇の規定により関係書類を添えて下記のとおり申し出ます。

年 月 日

県 郡 村大字 字 番地
氏 名

記

1 申出者に係る経営の改善目標の概要

区分	営農類型	経営土地面積 (ha)						家畜飼養頭数 (頭 羽)				経営移転の有 無		経営土地の取得希望面積 (ha)	備考
		田	畑				計	乳牛	肉用牛	豚	鶏	有	無		
現在															
計画															
増減															

2 申出の対象たる土地の表示及びその土地の所有者

市町村名	大字	字	番地	台帳地目	現況地目	用途	面積 (ha)	所有者	
								住所	氏名又は名称

3 申出の対象たる農用地の表示及びその農用地の耕作者等

市町村名	大字	字	番地	台帳地目	現況地目	用途	面積 (ha)	耕作又は養畜の業務を営む者		
								権利の種類	住所	氏名又は名称

- 4 申出の理由
- 5 その他必要な事項
- (備考)

1. 草地畜産基盤整備事業の運用第6の3に関する書面及び飼料自給率確認表を添付すること。

(様式例)

飼料自給率確認表

1 参加経営体データ

地区名	
市町村名	
事業参加経営体名	
営農形態	

2 飼料基盤概要

	現況	計画
草地(既存)	ha	ha
草地(整備)	ha	ha
草地(造成)	ha	ha
草地(他集積)	ha	ha
草地(集積→整備)	ha	ha
飼料畑(既存)	ha	ha
飼料畑(整備)	ha	ha
飼料畑(造成)	ha	ha
飼料畑(他集積)	ha	ha
飼料畑(集積→整備)	ha	ha
水田(WCS)	ha	ha
水田(稲ワラ)	ha	ha
	ha	ha

3 自給率計算書

(1) 養分(TDN)要求量

	乳用牛				肉用牛				必要TDN 合計(t)
	区分	頭数 (頭)	TDN(1頭1日) (kg)	年間必要TDN (t)	区分	頭数 (頭)	TDN(1頭1日) (kg)	年間必要TDN (t)	
		a	b	c(a×b)×0.365		A'	B'	C'(A'×B')×365	
現況	成牛				成牛(繁殖牛)				
	育成牛				育成牛				
	子牛				子牛				
					肥育牛				
計									
計画	成牛				成牛(繁殖牛)				
	育成牛				育成牛				
	子牛				子牛				
					肥育牛				
計									

注1:1頭当たりTDN(kg)は、直近の日本飼養標準等を用い、別途県等で定めている数値を使用する場合は、その資料を添付すること。

注2:頭数は事業計画の頭数を記載すること。

注:集積等は、特定できる資料を提示。

(2) 養分(TDN)供給量

	作物名	作付面積 (ha)	単収 (t/ha)	総収量 (t)	TDN含有率 (%)	TDN収量 合計(t)	備考 (特記事項)
		a	b	c(a×b)	d	e(c×d)	
現況	草地(既存)						
	草地(整備)						
	草地(造成)						
	草地(他集積)						
	草地(集積→整備)						
	飼料畑(既存)						
	飼料畑(整備)						
	飼料畑(造成)						
	飼料畑(他集積)						
	飼料畑(集積→整備)						
	水田(WCS)						
	水田(稲ワラ)						
計画	草地(既存)						
	草地(整備)						
	草地(造成)						
	草地(他集積)						
	草地(集積→整備)						
	飼料畑(既存)						
	飼料畑(整備)						
	飼料畑(造成)						
	飼料畑(他集積)						
	飼料畑(集積→整備)						
	水田(WCS)						
	水田(稲ワラ)						

注1:TDN含有率は、直近の日本飼料成分表等を用い、別途県等で定めている数値を使用する場合は、その資料を添付すること(目標値は使用しない)

注2:単収は、県の指標等を用い、その根拠となる資料を添付すること。

注3:混播牧草や、再生草を利用する場合は、単収及びTDN含有率の根拠となる資料を別途添付すること。

(3) 自給率

	要求量 (TDNt) a	供給量 (TDNt) b	自給率 (%) b/a
現状(繁殖)			
計画(繁殖)			
向上率			
現状(肥育)			
計画(肥育)			
向上率			
現状(酪農)			
計画(酪農)			
向上率			
現状			
計画			
向上率			

4 市町村酪肉近代化計画概要

市町村名	営農類型	自給率(%)	
		現状	計画
	繁殖		
	肥育		
	酪農		

5 家畜頭数増加率、飼料基盤集積率

	家畜頭数	土地集積率
現状		
計画		
増加率(%)		

6 造成・整備面積

	草地	飼料畑	計
造成			
整備			

〇〇〇草地畜産基盤事業
(〇〇型) 〇〇事業実施計画書

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿
(北海道にあっては農林水産省畜産局長)

都 道 府 県 知 事

別冊事業実施計画書のとおり、〇〇地区に係る草地畜産基盤整備事業（〇〇型）〇〇事業実施計画を決定したので、草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

- (添付資料)
- ・ 〇〇〇草地畜産基盤整備事業（〇〇型） 〇〇事業実施計画書

・ 畜産活性化計画

・ 負担金条例

	県 作成年月	地区
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 草地畜産基盤整備事業 (〇〇型) 〇〇〇〇事業 〇〇地区 令和 年 月 〇〇県（都道府県）		

目 次

〇〇〇草地畜産整備事業実施計画概要（〇〇〇型）〇〇〇〇事業	
第1章 目 的	
第2章 地域の概要	
第1節 地区の所在地	
第2節 一 般 概 況	
第3節 地域の農業概況及び動向	
第4節 関係市町村の林業概況（草地林地総合整備型のみ）	
第5節 地域の畜産概況	
第6節 土地利用現況	
第7節 主要農畜産物販売額	
第8節 家畜飼養変遷状況	
第9節 その他	
第3章 地区の現況等	
第1節 地区の沿革	
第2節 農家戸数	
第3節 農家経営現況	
第4節 土地の権利関係等	
第5節 土地の現況	
第6節 草地の現況	
第7節 気象概況	
第8節 水利現況等	
第9節 道路現況	
第4章 事 業 計 画	
第1節 事業の目的	
第2節 事業の必要性及び目標	
第3節 農家経営改善計画	
第4節 土地利用計画	
第5節 家畜飼養計画	
第6節 草地管理利用計画	
第7節 生産計画	
第8節 環境保全計画	
第9節 その他	
第5章 全 体 事 業 計 画	
第1節 事業費総括表	
第2節 負担額総括表	
第3節 全体事業計画の内容	
第6章 公共牧場管理計画（公共牧場整備事業のみ）	
第1節 管理経営の基本方針	
第2節 施設管理計画	
第3節 農家経営改善計画	
第4節 資金計画	
第5節 牧場管理機構	
第6節 牧場運営計画	
第7節 当該牧場における利用農家の範囲	
第7章 事業費参加予定者等	
第1節 事業参加予定者総括表	
第2節 事業参加予定者戸別明細表	
第3節 受益面積	
第8章 事業費負担計画等	
第1節 事業費負担区分	
第2節 経営体別投資額	
第3節 資金計画	
第9章 事 業 効 果 等	
第10章 添 付 書 類	
1 添 付 図	
2 積算資料、参考資料等	

000 草地畜産基盤整備事業（草地整備型）道営草地整備事業 調査計画概要

地区名	()		所在地												自然条件 受益地域の概要	標高	地形	地質	土壌	植生	気象 平均気温 降水量										
事業主体	北海道		調査計画期間						事業実施期間		～		m							℃	mm										
基本構想																草地 面積	放草 収量	不陸地 面積		排根線 カ所数		面積		重粘土 団地数		面積		泥炭土 団地数		面積	
																ha	t	ha				m		ha				ha			
受益 農家 の 概要	土地利用計画	区分	田	普通畑	うち 輪作畑	飼料畑	牧草地	耕地計	野草地	計	山林	原野	その他	合計	関	市町村名	農家 戸数	農用地					山林	原野	その他						
		現況	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha			ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha							
		計画																ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha							
		家畜飼養計画	区分	乳用牛				肉用牛				馬	その他 ()	肉畜 割合	受益 戸数	概要	将来の 目標						山林	原野	その他						
現況	成牛	育成牛	計	肉用種	乳用種	計	頭	頭	頭	頭	頭							(%)	戸 ()												
計画													戸 ()	年度	乳用牛			肉用牛		馬		豚		摘要							
増減														頭数	戸数			戸当たり	頭数	戸数	戸当たり	頭数	戸数		頭数	戸数					
受益農家の経営改善計画	区分	経営土地面積 (ha)				飼養家畜(頭)				畜産 所得	追加 投資額	追加 投資償還 年額	地域指定の状況																		
現況	田	普通畑	うち 飼料畑	牧草地	小計	その他	計	乳牛	肉用牛					馬	計	千円	千円	千円													
計画																															
要	土地の権利関係	地区面積 (受益草地面積)				所有区分別面積				土地権利関係 の概要				開発制限等 指定状況		事業効果	事業名		事業期間		事業内容				受益戸数等						
		所有者				面積											増加純益額	妥当投資額	総事業費		投資効率										
		(ha)																													

(注) 1 地区欄の()内には、一般地区又は特定地区の別を記入すること。

(↑地方事務費5%含む。)

- 2 肉畜割合の欄には、当該地区の家畜飼養頭羽数を豚換算し、それに占める肉畜の割合を記入すること。
- 3 受益戸数の（ ）は、担い手農家数を記入すること。

OO 地区

(単位:千円)

[illegible]

〇〇〇草地畜産基盤整備事業(草地整備型)公共牧場整備事業 実施計画概要

ふりがな 地区名	()		所在地	事業主体			
牧場名			管理主体	計画策定期間 事業実施期間		年度 年度	
牧場設置事業名	—		設置事業完了年度	—		牧場の利用目的	
(整備計画の基本構想)							
振興計画等の指定状況 計画等の名称 指定年月 標高 地形・地数 気温 平均気温 土地の権利関係 現在の土地所有状況 追成整備面積(ha) 土地権利調整の概要 使用収益する権利 畜産振興計画 乳用牛 戸数(戸) 戸当たり(頭/戸) 肉用牛 戸数(戸) 戸当たり(頭/戸) 土地利用計画 牧草地 採草地(ha) 兼用地(ha) 放牧地(ha) 計(ha) 飼料畑(ha) 野草地(ha) その他(ha) 現況(年) 計画(年) 家畜飼養計画 夏期飼養頭数 乳用牛 育成牛 計(頭) 肉用牛 育成牛 計(頭) 冬期飼養頭数 乳用牛 育成牛 計(頭) 肉用牛 育成牛 計(頭) 牧場利用農家の範囲 区内 市町村名 農家戸数(戸) 郡道府県名 農家戸数(戸) 区内割合 頭 % 増加純益額(千円) 妥当投資額(千円) 総事業費(千円) 投資効率 現況(年) 計画(年) 備考							
事業種目 全体 区分 種目 工 種 事業量 事業費(千円) 基本施設整備事業 草地整備改良 小計 関連型地造成改良 小計 草地の等基盤整備改良 計 利用施設整備事業 農業用施設整備 小計 農機具等購入 小計 計 その他諸経費 合計 関連事業計画 事業種目 事業量 事業費(千円) 年度別事業計画 区分 割合(%) 事業費(千円) 全 0 年度 年度 年度 年度 負担区分 区分 国(千円) 県(千円) 市町村(千円) 公社(千円) 計(千円) 事業費 金額 比率 事務費 金額 合計							

※計画概要図を略図により添付すること。

(注) 1 地区名欄の()内には、一般地区又は特定地区の別を記入すること。
2 所在地の欄には、事業地区の所在する市又は、郡、町村名を記入すること。
3 整備計画の基本構想の欄には、地域の特徴、現在の状況等から踏まえ、事業の目的、基本構想について記入すること。
4 畜産振興計画の概要の欄には、各市町村別計画から転記し、()内に当該計画の作成基準年を記入すること。
5 家畜飼養計画の欄には、当該牧場によるものとし、計画は、牧場経営の安定年次によること。
6 牧場利用農家の範囲の欄には、道内は市町村別、道外は郡道府県別に記入し、計画は牧場経営の安定年次によること。
7 区内割合の欄には、当該地区の家畜飼養頭数を算出し、それに占める内容の割合を記入すること。
8 事業計画の欄には、事業実施計画を事業種目毎に記入し、その他諸経費については、測量設計費、用地及び補償費、工事雑費等であり関連事務費は含まない。
9 関連事業計画の欄には、本事業の実施地域に限り、本事業と一体的に実施する計画であるものについて記入すること。
10 年度別事業計画の欄には、事業実施計画について総事業費及び年度ごとの事業費とその割合を記入すること(事務費を含まない)。
11 負担区分の欄には、事業費、事務費別とし、関連事業は、[]で外数として記入すること。

〇〇〇草地畜産基盤整備事業(畜産担い手総合整備型)飼料基盤集積整備事業 実施計画概要

地区名		所在地													
事業主体		計画策定期間		事業実施期間											
基本 構 想															
土 地 利 用 計 画	区分	田	普通畑	うち 輪作畑	飼料畑	牧草地	耕地計	野草地	農用地 計	山林	原野	その他	合 計		
	現況	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha		
	計画														
家 畜 飼 養 計 画	区分	乳 用 牛			肉 用 牛			馬	その他 ()		肉畜割合	受益戸数			
	現況	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	%	戸			
	計画														
受 益 農 家 の 経 営 改 善 計 画	区分	経 営 土 地 面 積(ha)						家畜飼養頭数(頭)				畜産 所得	追加投資額	追加投資 償還金額	
	現況	田	普通畑	うち 輪作畑	飼料畑	牧草地	そ の 他	計	乳牛	肉用 牛	馬	計	千円	千円	千円
	計画														
	増減														
	土地の 権 利 関 係	地 区 面 積 (受益草地面積)		所有者		面 積		土地権利関係の概要				開発制限等指定状況			
自 然 条 件	標高	地形	地質	土壌	植生	気 象									
	m					平均気温	降水量								
受 益 地 域 の 概 況	草地 面積	牧草 収量	不陸地 団地数	排根線 カ所数	重粘土 団地数	泥炭土 団地数									
	ha	t													
開 連 事 業	市町村 名	農家戸数	農 用 地 (ha)				山林	原野	その他						
			田	普通畑	飼料畑	牧草地	計	ha	ha	ha					
事 業 効 果	年度 (R〇)	乳 用 牛		肉 用 牛		馬		豚		摘要					
	頭数	戸数	戸当り	頭数	戸数	戸当り	頭数	戸数	頭数	戸数					
地 域 指 定 の 状 況	将来の目 標	目標年度	家畜	飼養頭数	飼養戸数	年増率	摘要								
開 連 事 業	事 業 名		事業期間		事 業 内 容		受益戸数等								
事 業 効 果	増加純益額		妥当投資額		総事業費		投資効率								
	千円		千円		千円										

(注) 1 地区欄の()には、一般地区又は特定地区の別を記入すること。
2 肉畜割合の欄には当該地区の家畜飼養頭羽数を概換算し、それを占める肉畜の割合を記入すること。

所 要 事 業 費

区分	種目	工 種	全体事業計画			資金計画(千円)				摘要
			事業量	単価	事業費	国費	都道府県費	市町村費	受益者	
本 施 設	草地整備改良									
		小計								
	関連草地造成改良									
		小計								
整 備 事 業	草地等の基盤整備改良									
		小計								

区分	種目	工 種	全体事業計画			資金計画(千円)				摘要
			事業量	単価	事業費	国費	都道府県費	市町村費	受益者	
利用施設整備事業	農業用施設整備									
	小計									
計										
その他諸経費										
	小計									
計										
合計										
関連事業										
総計										

〇〇〇草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備型）再編整備事業 実施計画概要

地区名			所在地				事業主体				事業期間		計画策定年	事業の区分						
目的												事業区分	種目及び工種		事業量	事業費	備考			
													(1)草地整備改良							
地域概要	市町村名													基本施設整備事業	(2)関連草地造成改良					
															(3)草地等の基盤整備改良					
実施地域の概要	市町村名		農家戸数(戸)				営農用地(ha)								農家戸当り	小計				
			専業	兼業第1種	兼業第2種	計	田	普通畑	飼料畑	草地	樹園地	計	採草放牧	計						
畜産振興計画	市町村名		区分	頭数	戸数	戸当頭数	頭数	戸数	戸当頭数	頭数	戸数	戸当頭数	頭数	戸数	戸当頭数	頭数	戸数	戸当頭数	頭数	
	現況		現況																	
事業対象用地の概要	現況地目		全体面積(ha)	現在の土地所有状況(所有権別面積)単位:ha				今後の土地開発整備利用計画(ha)								その他用地				
			個人	公社	町・国	面積	造成改良	整備改良	野草地整備面積											
事業参加資格者の概要	経営体数		区分	頭数	戸数	戸当頭数	頭数	戸数	戸当頭数	頭数	戸数	戸当頭数	頭数	戸数	戸当頭数	頭数	戸数	戸当頭数	頭数	
	参加戸数		個人																	
担等の概要	事業参加畜産経営体数		うち認定農業者	豚換算頭数				集積概土地等要		草地の集積等		経営移転等		合計		事業効果	所得倍還率			
	うち認定農業者		うち認定農業者																	
家	戸		戸	頭	頭				ha		ha		ha							
	戸		戸	頭	頭				ha		ha		ha							
肉用牛の()は乳肉複合経営で外数																				

[illegible]

肉用牛の（ ）は乳肉複合で外数

〇〇〇草地畜産基盤整備事業（草地林地総合整備型） 事業実施計画概要

ふりがな 地区名		所在地		事業主体		計画策定期間 年度 事業実施期間 年度 ～ 年度 事業実施計画策定費 (千円)												
目 的												基本 施設 整備 事業	区分	種目及び工種	事業量	事業費 (千円)		
													(1)草地整備改良					
													(2)関連草地造成改良					
													(3)草地等の基盤整備改良					
地 区 概 要	市町村名 (旧市町村名)	中山間 指定等 5法指定	総戸数 (戸)	農家 戸数 (戸)	うち畜 産農家	耕地面積 () 内は、うち耕作放棄地					林野率 (%)	畑勾配15 度以上の面 積率 (%)	田勾配1/20 以上の面積 率 (%)	耕作放 棄地率 (%)				
						田 (ha)	普通畑 (ha)	飼料畑 (ha)	草地 (ha)	樹園地 (ha)	計 (ha)		-	-				
	計																	
家 畜 飼 養 計 画 の 概 要	区分	市町村名	肉用牛		乳用牛		豚			鶏		肥育豚 換算頭数 (頭)		計 画 利 用 施 設 整 備 事 業				
	現況R〇年		頭数 (頭)	戸数 (戸)	一戸 当たり	頭数 (頭)	戸数 (戸)	一戸 当たり	頭数 (頭)	戸数 (戸)	一戸 当たり	羽数 (千羽)	戸数 (戸)		一戸 当たり			
	計画R〇年																	
	地域計																	
受 益 面 積 等	区分	事業実施面積	算定率		算定受益面積		飼料基盤面積		区分		戸数		事 業 参 加 者					
							現況 (20年)		計画 (25年)									
	草地・飼料畑		1											畜産参加者	酪農			
	野草地		1/2											肉用牛				
	放牧用林地		1/10											酪農・肉用牛				
	高度放牧林地		1/2											鶏				
	混牧林地		1/3											その他				
	輪作畑													小計				
	その他													耕種農家				
	計													林 家				
家 畜 飼 養 計 画	区分	肉用牛		乳用牛		豚			鶏		肥育豚 換算頭数 (頭)		年 度 別 事 業 費					
	(R〇年) 現況	頭数 (頭)	戸数 (戸)	一戸 当たり	頭数 (頭)	戸数 (戸)	一戸 当たり	頭数 (頭)	戸数 (戸)	一戸 当たり	羽数 (千羽)	戸数 (戸)		一戸 当たり				
	(R〇年) 計画																	
	事業効果													備考				

- (注)

 - 所在地の欄には、事業地区の所在する市又は郡、町村名を記入
 - 目的の欄には、地域の特徴、現状等を踏まえ、事業の目的、基本構想を記入
 - 地区の概要の欄には、関係市町村全域の概要を農林業センサス等各種統計資料に基づき記入
中山間地域等5法指定の欄には、地域指定の関係法律名を略称（過疎、山村、特定農山村、離島、半島）で記入
 - 畜産振興計画の概要の欄には、酪肉近代化計画等を各市町村ごと記入
 - 受益面積等の欄には、各区分ごとに実施面積、算定受益面積、既存面積を記入
 - 事業参加者の欄には、本事業への参加者を営農類型ごとに記入
- 家畜飼養計画の欄には、事業参加者の家畜飼養頭数を記入
 - 事業計画の欄には、事業実施計画を事業種目ごとに記入
 - 関連事業計画の欄には、本事業と一体的に実施する関連事業を事業名、事業種目ごとに記入
 - 年度別事業計画の欄には、総事業費及び年度別事業費を記入
 - 受益面積等の欄のうち、() 内には受益面積のうち既耕地、林野等の活用面積を、[] 内には耕作放棄地の活用面積を記入
 - 耕作放棄地率＝耕作放棄地面積÷（耕作放棄地面積＋経営耕地面積）×100

・必要性、緊急性、効果（3～5行程度で定量的指標を用いて記載すること。）

1 目的：

2 関係市町村：

3 事業主体：

4 事業実施期間：令和 年度～令和 年度

5 総事業費： 千円（うち国費 千円）

6 受益面積： ha

7 整備内容：

事業実施による効果

	現況→	計画

位置図

事業の必要性

※ イラスト、写真、フローチャートなどによりわかりやすく作成すること。

事業の概要・事業の効果

※ イラスト、写真、フローチャートなどによりわかりやすく作成すること。

第1章 目 的

第2章 地域の概要

第1節 地区の所在地

〇〇郡〇〇町村………注) 〇〇市他何カ町村とはしないこと。

第2節 一般概況

1 概 要

(地域の位置、風土、経済地帯別区分及び他産業等についての特色を簡潔に記述する。)

2 産業別戸数及び人口

市町村名	年 次	戸 数									人 口		備 考
		総戸数	農 業	林 業	水産業	鉱 業	工 業	商 業	公類サ ービス	その他	総人口	農業人口	
	〇〇年												資料名
	最近年												

(注) 年次は少なくとも2の年次をとることとし、最近年とそれに最も近い国勢調査年次とする。

3 主要産業別生産額

市町村名	総 額	第1次産業		第2次産業		第3次産業		畜 産 物		備 考
		金 額	割 合	金 額	割 合	金 額	割 合	金 額	第1次産業との割合	
	千円									

(注) 年次の取扱いは、2と同様とする。

第3節 地域の農業概況及び動向

1 関係市町村の農業の特色及び振興方針

2 関係市町村の農業の動向

項目 区分	農 家				経営土地面積 (ha)				主要作物作付面積 (ha)				主要家畜頭数 (頭、千羽)					
	年 度	(A)	(B)	(C)	年 度	(A)	(B)	(C)	年 度	(A)	(B)	(C)	年 度	(A)	(B)	(C)		
変 化 の 状 況	経営 体 数	主業経営体	(100)			耕 地	田	(100)			飼料作物	(100)			乳用牛	(100)		
		準主業経営体	(100)				畑	(100)			牧 草	(100)			肉用牛	(100)		
		副業的経営体	(100)				計	(100)			馬鈴薯	(100)			馬	(100)		
		計	(100)				草 地	(100)			ビート	(100)			豚	(100)		
	農業従事者数		(100)			そ の 他 農 用 地		(100)			豆 類	(100)			鶏	(100)		
変 化 の 理 由																		

(注) 1 変化の状況の各欄は、現在(最近年)を(C)、最近時農業センサスを(B)、さらにその直前に行われた農業センサスを(A)として、それぞれの実数を上段に記載し、下段()内に(A)年度を100とした(B)年度、(C)年度の指数を記入すること。
2 経営土地面積の草地とは、採草地、放牧地、永年草地という。
3 変化の理由の欄には、主たるものについて簡潔に記入すること。

第4節 関係市町村の林業概況（草地林地総合整備型に限る。）

1 林業の特色及び振興方針

（注） 関係市町村の森林面積、林家数の現況、造林、林道開発の実施状況、林産物の生産流通状況、林業振興に係る地域指定等を踏まえ、振興方針を記述すること。

2 林業と動向

市町村名	変化の内容	林 家（戸）			経営体別林野面積（ha）				林 種 別 森 林 面 積（ha）				素 材 生 産 量（ha）						
		区 分		〇〇年度（A）	〇〇年度（B）	〇〇年度（C）	区 分	〇〇年度（A）	〇〇年度（B）	〇〇年度（C）	区 分	〇〇年度（A）	〇〇年度（B）	〇〇年度（C）	区 分	〇〇年度（A）	〇〇年度（B）	〇〇年度（C）	
		林 家数	農 家 林 家	(100)	()	()	国 有	(100)	()	()	人 工 林	針葉樹	(100)	()	()	針葉樹	(100)	()	()
			非農家 林 家	(100)	()	()	公 有	(100)	()	()		広葉樹	(100)	()	()	広葉樹	(100)	()	()
			計	(100)	()	()	法人有	(100)	()	()		針葉樹	(100)	()	()				
		林 業 従事者数	(100)	()	()	個人有	(100)	()	()	天 然 林	広葉樹	(100)	()	()					
						その他	(100)	()	()		そ の 他	(100)	()	()					
	変化の事由	除間伐の実施状況、育林放棄地の状況等も記入する。																	

（注） 1 現在（最近年）をC、最近時農林業センサスをB、その1期前の農林業センサスをAとし、（ ）内にAを基準年とした指数を記入すること。

第5節 地域の畜産概況

1 関係市町村の畜産の特色

（関係市町村の酪農・肉用牛生産近代化計画等を中心に記入すること。）

2 産業別戸数

市町村名	総 戸 数	農 業 戸	林 業 戸	水産業 戸	鉱 業 戸	工 業 戸	商 業 戸	そ の 他 戸	備 考
	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	

（注） 1 市町村別に最近の既存資料により記入すること。

2 計画対象地域全市町村について記入すること。

3 家畜飼養規模別飼養戸数

家畜種別 ○ ○ ○

(年 月 日現在)

市町村名	計	子 畜 の み	成 畜 頭 数 規 模									頭 数	戸当頭数	備 考
			1～ 2頭	3～ 4頭	5～ 6頭	7～ 9頭	10～ 14頭	15～ 19頭	20～ 29頭	30～ 49頭	50頭 以上			
計			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	頭	頭	

（注） 1 最近年について記入のこと。

2 当該地域の計画において採りあげている家畜について作成のこと。

3 上表の規模別区分は事例であり、家畜の種別に応じて区分欄を作成すること。

4 畜産物出荷の動向

市町村名	年 次	生 乳			家 畜											
		飲用乳 等向け	乳製品 等向け	計	肉 用 牛				子 牛			豚		鶏		鶏 卵 t
					肉用牛	乳用種 肥育牛	乳廃牛	計	肉用牛	乳用牛	肥 育 素 牛	成 豚	子 豚	成 鶏	ブロー ラー	
		t	t	t	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	百羽	百羽	
計																

（注） 1 地域の所在する関係市町村の合計について記入のこと。

2 農林統計、農協等の資料により作成のこと。

5 主要畜産施設の現状

(年度)

施設名	所在地	規模	能力	最近年の稼働状況	備考

- (注) 1 地域の所在する関係市町村内にある主要畜産施設（例えば、育成牧場、家畜市場、と畜場、クレーンステーション、食肉処理施設、飼料中継基地等）について作成すること。
- 2 規模は、例えば育成牧場であればその面積、能力は収容可能頭数、最近年の稼働状況は、実育成頭数を記入すること。

第6節 土地利用現況

市町村名	農用地								山 林				原 野				そ の 他	合 計	既造成改良草地			備 考			
	耕 地				肥培管理しない牧草地	野草 地	採草放 牧する 山 林	計	一戸 当り	総 面 積	国 有	公 有	私 有		総 面 積	国 有			公 有	私 有			公 有 草 地	そ の 他	計
	田	畑	計	1戸 当り									個人 有	その 他						個人 有	その 他				
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha			

- (注) 1 センサス、土地台帳により記入すること。
- 2 計画対象地域全市町村について記入すること。
- 3 原野の私有その他の欄は、農協有、その他法人有、部落有（代表者の記名共有を含む。）等のものを記入すること。

第7節 主要農畜産物販売額

市町村名	米	麦 類	馬鈴薯	豆 類	特用作物	その他農産物	畜 産 物						合計	備考
							総 額	牛 乳	牛(個体)	豚	鶏	その他		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

- (注) 1 既存資料又は聞き取り調査により記入すること。
- 2 計画対象地域全市町村について記入すること。
- 3 販売額が不用の場合は生産額を記入すること。

第8節 家畜飼養変遷状況

市町村名	調査年月日	乳 用 牛				肉 用 牛				馬		めん山羊		豚		鶏		参考
		頭 数			戸 数	頭 数			戸 数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	
		2才以上	2才未満	計		肉用種	乳用種	計										
		頭	頭	頭 ()	戸 (%)	頭	頭		戸 (%)	頭 ()	戸 (%)	頭 ()	戸 (%)	頭 ()	戸 (%)	羽 ()	戸 (%)	

- (注) 1 センサスその他の既存資料により記入し、分類不明なものは「計」のみでも記入すること。
- 2 原則として計画対象地域全市町村について記入するものとするが、例えば計画対象地域が広範囲の場合には計画対象地域の合計および主要市町村についてのみ記入すること。
- 3 H12年、H17年、H22年および最近3年間について記入すること。
- 4 去勢牛は「おす」に算入すること。
- 5 頭数欄の（ ）内には、1戸当たり飼養頭数、戸数欄の（ ）内には飼養農家率を記入すること。

第9節 その他

1 地域指定等の状況

[illegible]

(注) 1 農業振興計画欄の再編整備型事業対象地域の指定の現状欄には、農用地区域に区分されている場合には農用地区域と記入し、その他の用途に区分されているときはその区分された用途を記入するものとし、農業振興地に指定されていない場合には未指定又は一部未指定と記入し、今後の措置欄に農用地区域として指定手続き中等と記入すること。

2 各種指定の予備欄には、当該地域の再編整備型事業と関係のある各種地域指定状況を記入する。

2 環境保全基準指定状況

[illegible]

第3章 地区の現況等

第1節 地区の沿革

(地区の存在する周辺地域の地形、地質の概略、関係市町村の主要作目及び農用地面積並びに開発して農用地とすることの可能な土地面積等を述べ、畜産開発の可能性を畜産の動向及び開発可能資源等の畜産立地上から簡潔に記述する。)

第2節 農家戸数

(年度)

[illegible]

第3節 農家經營現況

1 經營土地面積

(年度)

[illegible]

2 家 畜

(年度)

区 分	乳 用 牛					肉 用 牛					馬	め ん 山 羊	豚	鶏	備 考
	成 牛	左 の う ち 経産牛	2才牛	1才牛	計	肉 専 用 種			乳 用 雄子牛	計					
						18ヵ月 以 上	18ヵ月 未 満	小 計							
地域全体 戸当たり	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	

3 農用施設機械

(年度)

区 分	農 用 施 設					主 要 農 業 機 械					そ の 他 施 設				備 考
	畜 舎					トラク ター					バーンク リーナー				
地域全体 戸当たり															

4 経営収支

(年度)

区 分	農 業 粗 収 入				経 営 支 出				農家所得	備 考
	農産収入	畜産収入	農外収入	計	農 産	畜 産	農 外	計		
地域全体 戸当たり	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

第4節 土地の権利関係等

1 土地の権利関係

地区面積	事業着手前の土地所有		事業着手前の所有権以外の権原による使用収益権			事業申請 予 定 者	申請予定者が当該土地について有する権利	権利調整 の概要	開 発 制 限					備 考
	所有権者	面 積	使用権益 者	使用収益権の種類	面 積				開発制限の種類	開発制限の内容	面 積	許 可 見 込	許可条件見 込	
ha		ha			ha						ha			

(注) 1 土地台帳等から土地所有関係を明らかにし、土地所有区分をできるだけ細分して記入すること。例えば国有地は、開拓財産、国有林その他国有地に区分すること。

2 開発制限の種類欄には、国立公園法による指定地域、文化財保護法による指定地域、水源かん養保安林の指定地域等の別を記入すること。

2 開発制限等

関係団地名	開 発 制 限 の 種 類	開 発 制 限 の 内 容	開 発 制 限 の 面 積	許 可 等 見 込	許 可 等 条 件 見 込 み	調 整 の 概 要	代 替 施 設 計 画 種 類 数 量 構 造
			ha				

(注) 開発制限等の種類には、国立公園、国定公園等の他、保安林等と区分する。また、漁業権、鉱業権等についての調査調整の結果についても本表に必要事項を記入すること。

第5節 土地の現況

団地名	地形標高 (最高最低)	地質	土壌	面 積 (農用地造成)	土 地 の 現 況								草 地 分 級				
					牧草地	飼料畑	野草地	田	普通畑	樹園地	山林原野	その他	1級	2級	3級	4級	主要制限因子

(注) 1 普通畑には、飼料畑を含めないこと。

2 草地分級については「草地開発事業計画設計基準」によること。

第6節 草地の現況

地区名	牧草地 面積	牧草収量	不陸地		排根線			重粘土		泥炭地		石礫地		備考
			団地数	面積	力所数	延長	面積	団地数	面積	団地数	面積	団地数	面積	
	ha	kg/10a		ha		m	ha		ha		ha		ha	

第7節 氣象概況

(観測機関 標高 位置)

月	気 温 ℃			降水量	平均風速 (m／s)	特殊気象			無 霜 期 間	年 月 日～ 年 月 日		
	9 時	最 高	最 低			区 分	数 量	年月日				
1 月 2 月						最大日 雨 量	mm			初 雪 終 雪 根 雪 期 間 最 大 積 雪 深	年 月 日 年 月 日 ～ 年 月 日	
11 月 12 月 年平均						最大時 間雨量			最 大 風 速 最大連続早天日数	m／s 年 月 日 日 年 月 日～ 月 日		
期 間												

- (注) 1 最寄の観測機関の既存資料（おおむね過去10年間のもの）に基づき記入すること。
2 最大積雪深、最長連続旱日数、最大降雨量は既往の最大及び最長を記入し、その他の項目は平均を記入する。
3 ○月○日までの平均はかんがい期間の平均（降雨量は合計）である。
4 年間旱日数は雨量0mm以下の平均日数とする。

第8節 水利現況等

1 一般現況

- (注) 地下水利用を計画している場合には、別に記入すること。以下2についても同じ。

2 水利現況及び水利権調査調整

[illegible]

第9節 道路現況

本事業計画道路と接続する道路、及び農畜産物の集出荷関連となる主要な道路名、連絡先及び整備状況等を記入する。

第4章 事業計画

第1節 事業の目的

第2節 事業の必要性及び目標

第3節 農家經營改善計畫

農家経営改善計画（その１）

[illegible]

農家経営改善計画（その2）

管理 経営 予定者	区分	当該草地に依存する家畜又は 牧草					牧 場 経 営							資 金 計 画						備考		
		家 畜			牧 草		粗収入	生 産 費			後継者の有無	作 業 時 間 短 縮		投資額全体事業費	借入金額	借入金の 年償還額		所 得 償 還 率				
		区分	頭数	飼養 期間	種類	数量		うち 飼料 費	うち 家族労 働費	所得		面積	頭数			最大	平年	最大	平年			
A	現在					kg		千円	千円	千円	千円		hr/ha	hr/頭	千円	千円	千円	千円	%	%		
B	計画																					
C	増減																					
a	現在																					
b	計画																					
c	増減																					
平均 及び 合計	現在																					
	計画																					
	増減																					

項 目	記 載 要 領
経 営 管 理 予 定 者	参加経営体別に個別経営の標準類型、共同経営（法人）、協業経営、及び公共牧場等の経営について記入すること。なお、公共牧場等の場合は当該経営体数の欄に受益市町村名を記入する。
家 畜 飼 養 頭 数	区分は搾乳、繁殖、育成、肥育等、頭数の合計には、類型と豚換算頭数を（ ）で記入する。
飼 料 の 需 給 供 給 牧 場 経 営 資金計画	T D Nで記入する。購入量は、粗飼料購入量があれば濃厚飼料と区分しておくこと。 家族労働費以外の生産費は、畜産物生産費調査等の結果を用いて推定する。 投資額は、現在欄には記入せず、追加投資額（補助金等を含み、土地買収費を除く。）を記入する。
所 得 償 還 率	借入金の年償還額÷経営の所得（（A）＋（B））
平均及び合計	平均を上段に、合計を下段に記入する。

第4節 土地利用計画

1 計画の概要

（傾斜、土地現況等により土地利用計画を策定した基本的な考え方を記述する。）

2 土地利用計画

(1) 総括表（現況と計画の対比）

（単位：ha）

計画 \ 現況	山 林	原 野	田	普通畑	樹園地	飼料畑	牧草地	野草地	施設用地	その他	計
牧 草 地											
飼 料 畑											
ふん尿還元農用地											
野 草 地											
放 牧 林 地											
施 設 用 地											
環 境 保 全 地											
そ の 他											

- （注） 1 普通畑からは、飼料畑を除くこと。なお本表と同様の様式で団地ごとの対比表を作成しておくこと。
2 現況の各地目のうち耕作放棄地については、（ ）書き内数で併記すること。

(2) 集積土地の計画

(単位：ha)

団地名	番号	農地流動化対策				利用権設定等促進事業				農地法第3条第1項に基づくもの				土地改良法に基づくもの			合 計
		所有権 移 転	移転又は設定		計	所有権 移 転	移転又は設定		計	所有権 移 転	移転又は設定		計	交換 分合	換 地	計	
			賃借権	左以外の 使用集益権			賃借権	左以外の 使用集益権			賃借権	左以外の 使用集益権					

団地名	未墾地等 からの造成 に係る土地	その他 (特認)	合 計	土地集積が 行われる (予定) 年 月 日	備 考
計					

- (注) 1 本計画は、当該地区の計画策定前々年度から事業完了までに集積される土地について記入すること。
2 1団地において、集積土地を2以上の方策で集積される場合は、その方策ごとに団地を区分して記入すること。ただし、この場合の番号は枝番とすること。

(3) 団地別土地利用

(単位：ha)

団地名	区 分	牧 草 地				飼 料 畑				農 業 用 施 設 用 地				放牧 林地	野草地	環 境 保 全 用 地	その他	計	備 考
		個別	共用	公共 利用	計	個別	共用	公共 利用	計	個別	共用	公共 利用	計						

(注) 牧草地の内採算地専用面積については()書きとすること。

2 土地利用計画（道営草地整備事業に限る。）

区 分	団 地 数		集 団 化 率 ($\frac{P-Q}{P-1} \times 100$)	1 戸 当 た り 面 積	備 考
	総 数	1 戸 当 た り			
現 況		P		ha	
計 画		Q	%		

第5節 家畜飼養計画

区 分	造 成 整 備			既 造 成 改 良			野 草 地			計	当該地区において飼養する家畜及び給与草量								当 該 牧 場 以 外 に お け る 家 畜 に 供 給 す る 牧 草	
	草 地			草 地							乳 用 牛				肉 用 牛					
	面積	反当 収量	利用 草量	面積	反当 収量	利用 草量	面積	反当 収量	利用 草量	利用 草量	飼養の 目 的	飼養 時期	頭数	給与 草量	飼養の 目的	飼養 時期	頭数	給与 草量	主 要 な 利用家畜	供給 草量
現況 計画 増減	ha	t	t	ha	t	t	ha	t	t	t			頭	t			頭	t		t

- (注) 1 利用草量、給与草量、供給草量は生草換算数量を記入すること。
 2 当該地区における飼養する家畜の種類は、各地区の実態に応じて適宜取捨選択して記入すること。
 また、家畜飼養の目的は育成、肥育、搾乳等を、頭数は日平均の飼養頭数を、飼養時期は放牧期、舎飼期、周年等を記入すること。
 なお、飼養頭数は、飼養目的、飼養時期別にすること。

第6節 草地管理利用計画

1 草地利用及び家畜飼養計画

草 地 利 用 及 び 家 畜 飼 養 計 画					飼 養 家 畜 別 の 給 与 量					備 考
飼料区分	面 積	生産量	利用量	供給養分量 (TDN)	家畜の種類	年令区分	飼養目的	頭 数	給与養分量 (TDN)	
	ha	t	t	t				頭	t	

- 2 大型農業機械利用計画
 3 施肥計画

区分	購 入 肥 料								自 給 肥 料								備 考
	肥料名	ha当たり				面積	施用量	施肥回数	堆 肥				尿				
		施用量	施 用 成 分 量						ha当たり 施 用 量	面積	施用量	施肥回数	ha当たり 施 用 量	面積	施用量	施肥 回数	
			N	P ₂ O ₅	K ₂ O												
		kg	kg	kg	kg	ha	t	回	t	ha	t	回	t	ha	t	回	

第7節 生産計画

- 1 牧草等の粗飼料の生産量、牛乳等の畜産物の生産量について、面積、頭数及びha当り収量等の諸元を並記して記入すること。
 2 豚、鶏等についても同様に諸元を並記すること。

第8節 環境保全計画

- 1 家畜ふん尿処理利用
 2 土地利用、工事計画上の配慮

第9節 その他

第 1 節 事業費総括表

第2節 負担額総括表

1 草地整備改良

(1) 草地整備改良

① 全体計画

排根線除去

[illegible]

不陸均

団地数	面積	工 法						備 考
ヶ所	ha							

心土破碎

団地数	面積	土 性	破 碎 深	破 碎 間 隔	備 考			
	ha		m	m				

有機質資材及び土壌改良資材

団地数	面積	有機質資材 (種類)	石灰質資材 (種類)	磷酸質資材 (種類)	備 考			
ヶ所	ha	t /ha	t /ha	t /ha				

(2) 道路整備計画

① 計画基本方針

(注) 下記の道路計画を策定した理由等について簡潔に記述すること。

② 全体計画

路 線 名	事業計画			幅 員 (有効)	構 造	主要構造物		既存道路 との連絡	管 理 予定者	備 考
	事業 量	単 価	事業 費			橋梁				
幹 線 号	m	円	円	m		ヶ所				うち改修部分 は〇〇道
支 線 号										
遊歩道 号										
計 { 幹線 条										
支線 条										
遊歩道 条										

(注) 改修部分がある場合は、() 書きで内数として記入し、備考欄には、市町村道、林道等の別を記入すること。

③ 路線配置図

(注) 模式図により、既設道路との関係、既設及び計画路線の名称、既設道路の国道、都道府県道、市町村道の種別延長等を示すこと。

(3) 用水施設整備計画

① 計画基本方針

(注) 用水計画に係る基本的事項についての考え方を記述すること。

② 計画用水系統図

(注) 模式図により、既設の幹線用水路との関係、既設及び計画用水路の名称、関連地名(施設、草地等)等を付記すること。

③ 事業計画

用水路名	延 長	構 造	計画給水量	関連団地	単 価	事 業 費	管理予定者	備 考
	m		m ³ /日		円	円		

(注) 1 構造の欄については、導水する主要な管種及び管径について記入し、付帯施設(浄水、消毒施設等)を付設する場合は、その形式を併せて記入すること。

2 関連団地の欄には、この事業により造成整備される施設用地、高度放牧林地、草地等の名称を記入すること。

3 備考欄には、計画給水量の算定の根拠を記入すること。

(4) 排水施設整備計画

① 計画基本方針

(注) 排水計画の必要性と理由を記述すること。

② 排水系統図

(注) 模式図により、幹線排水路との関係、既設及び計画用水路（施設）の名称、関連団地名（施設、草地等）等を付記すること。

③ 事業計画

排水路名	延長	構造	単位排水量	関連団地	単価	事業費	管理予定者	備考
	m		m ³ /秒		円	円		

(注) 1 構造の欄については、水路の種類（コルゲートU字フリューム水路、コンクリート水路等）、規格及び柵の種類（合流柵、落差柵、減勢柵）について記入し、水路等の構造図を添付のこと。

2 関連団地の欄には、この事業により造成整備される施設用地、草地等の名称を記入すること。

3 備考欄には、単位排水量の算定根拠を記入すること。

(5) 雑用水施設整備計画

① 計画基本方針

② 事業計画

用水源概要	必要水量			取水施設			導水施設			貯水施設			給水施設			事業費計	管理予定者
	家畜の種類	頭数	要水量	種類	数量	事業費	種類	数量	事業費	種類	数量	事業費	種類	数量	事業費		
		頭	m ³		羽	円		羽	円		羽	円		羽	円	円	

2 関連草地造成改良

(1) 草地造成改良

① 全体計画

造成予定地	区分	事業量費			造成工法			土壌改良資材								牧草種子			
		面積	単価	事業費	工法	面積	工法概要	土壌改良資材散布及び牧草種子播種			石灰質資材				磷酸質資材				事業費
								面積	手段	事業費	種類	数量	ha当たり	事業費	種類	数量	ha当たり	事業費	
		ha	円/ha	円		ha		ha		円		t	t	円		t	t	円	kg

団地数	面積	工 法							種子	有機質	石灰質	磷酸質	備考
		抜根	排根	耕起	砕土	土壌改良	鎮圧	施肥 播種		資材 (種類)	資材 (種類)	資材 (種類)	
	ha									t/ha	t/ha	t/ha	

(注) 1 区分の欄には、採草地、放牧地、兼用地、飼料畑、普通畑等と記入すること。

2 事業量・事業費の欄の面積、単価、事業費には、区分ごとの計又は平均単価を記入し、造成工法により右欄にあつては工法ごとに面積を記入すること。

3 造成工法の欄には山成工、改良山成工、階段工に区分し、それぞれの造成面積と工法概要として山成工にあつてはしゅう曲整形型、傾斜緩和型の区分を、階段工にあつてはベンチテラス型、コンターテラス型等を記入すること。

4 土壌改良資材の欄の石灰質資材と磷酸質資材の欄には成分量で記入すること。

② 内容

ア 工法

(注) 工法ごとに、その工程を説明し、工法ごとの傾斜、ha当たり土壌改良資材の種類及び投入量、耕起深及びha当たりの造成単価を記入すること。

イ 家畜の種類ごとの利用面積

ウ その他

(注) 草地造成改良に含めて整備される作業用道路（幹支線を除く。）、防災施設、排水施設等については、事業量、単価、内容等を適宜記入すること。

(2) 道路整備

(3) 用排水施設整備

(4) 雑排水施設整備

様式は1の(2)、(3)、(4)に準ずる。

3 草地等の基盤整備改良

(1) 野草地整備改良計画

① 計画基本方針

② 全体計画

整 備 予 定 地	牧草地改良面積	立 木 等 の 除 伐					障害物除去			耕起整地			土 壌 改 良 資 材 散布及び牧草種子播種			土 壌 改 良 資 材								牧 草 種 子				雑 費 計	事 業 費 計	
																石 灰 質 資 材				磷 酸 質 資 材										
		樹種	樹齡	本数	面積	手積	事業費	面積	手積	事業費	面積	手積	事業費	面積	手積	事業費	種類	数量	ha当たり	事業費	種類	数量	ha当たり	事業費	種類	品目	数量			事業費
		ha		冊	ha		冊	ha		冊	ha		冊	ha		冊		t	t	冊		t	t	冊			kg	冊		冊
計																														

(2) 放牧林地整備計画（高度放牧林地及び混牧林地整備を含む）

① 計画基本方針

② 全体計画

整 備 予定地	整備 面積 (工法)	前 植 生 処 理					障害物除去			耕起整地			土 壌 改 良 資 材 散布及び牧草種子播種			土 壌 改 良 資 材								牧 草 種 子				雑 費 計	事 業 費 計
		樹 種	樹 齢	本 数	面 積	手 段	事業 費	面 積	手 段	事業 費	面 積	手 段				事業 費	石灰質資材				磷酸質資材								
													種 類	数 量	ha 当 た り		事業 費	種 類	数 量	ha 当 た り	事業 費	種 類	品 種	数 量	事業 費				
		ha		冊	ha	冊	ha	冊	ha	冊	ha	冊		t	t	冊		t	t	冊			kg	冊		冊			
計																													

(注) 整備面積の欄の（工法）には、放牧用林地整備、高度放牧林地整備（上下二段方式、林帯草帯方式）、混牧林地整備、家畜排せつ物還元用特用樹林用地造成の区分を記入すること。

③ 内 容

ア 工 法

(注) 工法ごとに、その工程を説明し、整備前におけるha当たりの立木本数、平均樹高、平均胸高直径並びに立木の平均伐採率、林帯草帯の平均幅、立木の平均密度、土壌改良資材の種類及び投入量、牧草導入の手法の概要、ha当たり造成単価等を記入すること。

イ 家畜種類ごとの利用面積

ウ その他

(注) 放牧用林地整備に含めて整備される作業用道路（幹支線を除く。）、防災施設、排水施設等については、事業量、単価、内容等を適宜記入すること。

(3) 牧野樹林整備計画

① 計画基本方針

② 全体計画

整備予定地	新設・改良	規 格	事 業 量	単 価	事 業 費	事業費計	管理予定者	備 考
				冊	冊	冊		

(4) 家畜排せつ物還元用農用地造成整備計画

① 計画基本方針

② 全体計画

整備予定地	新設・改良	規 格	事 業 量	単 価	事 業 費	事業費計	管理予定者	備 考
				冊	冊	冊		

(5) 水質汚染防止基盤整備計画

①水質浄化林・浄化水路整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 用地造成整備計画

整備予定地	事業計画			工法等	備考
	事業量	単価	事業費		
	m ²	千円/10a	千円		
計					

(注) 工法等の欄には植栽床の保護柵（ブロック、石組み）等を記入

ウ 植栽等計画

整備 予定地	植栽計画						浄化用骨材			備考
	植栽 面積	植栽 本数	単価	事業費	樹種	植栽幅、 列数、樹高等	面積	単価	事業費	
	m ²	本	千円 /m ²	千円			m ²	千円 /m ²	千円	
計										

(注) 1 水質浄化林の樹種にあつては、地域の実情に応じたものとし、その効果についての知見データ等を添付すること。

2 浄化水路の整備にあつては、用いる効果についての知見データ等を添付すること。

②浄化池、汚水処理池整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備改良 予定地	区分	事業計画			工 法			備考
		事業量	単価	事業費	浚渫	埋め戻し	その他	
		ha	千円 /ha	千円	ha	ha	ha	
計								

(注) 工法のその他欄にあつては、具体的な工法を記入すること。

③畜産施設及びその周辺等の地下水汚染防止基盤整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	事業量	単価	事業費	工法等	備考
	ha	千円/ha	千円		
計					

(注) 工法等の欄には、地下水汚染を防止する方法（構内舗装、防漏処理集水池等）について記入すること。

(6) 防災施設整備計画

① 計画基本方針

② 事業計画

整備予定地	事業量	単 価	事業費	種 類	数 量	関連団地	管理予定者	備 考
	ha	千円/ha	千円					

(7)施設用地造成整備事業

- ① 計画基本方針
② 用地造成整備計画

使用する施設名区分	事業量	単価	事業費	内容及び必要性
	ha	千円/ha	千円	

(注) 用地面積は平面分のみでなく法面を含むものとして記入すること。

(8)鳥獣被害防止施設整備

- ① 計画基本方針
② 事業計画

整備予定地	構造・形式・規模等	事業量	単価	事業費	管理予定者	備考
		千円	千円/m	千円		

4 農業用施設整備計画

(1) 隔障物整備計画

- ① 計画基本方針
② 全体計画

整備予定地	事業量	門扉の数	棚 柱			張 線		受益面積	受益頭数	単 価	事業費	備 考
			種類	規格	間隔	種類	段数					
	m	ヶ所			m			ha	頭	円/m	千円	

(2) 家畜保護施設整備計画

- ① 計画基本方針
② 全体計画

整備 予定地	施設名	新設・ 改良	構造	規模	改良の場合 の主な内容	畜舎等主たる施設			附 帯 施 設				事業 費計	管 理 予定者	備 考
						数量	単価	事業費	内容	数量	単価	事業費			
							円	円			円	円			

(注) 数量、事業費等は「畜舎等主たる施設」と「附帯施設」に分け、「附帯施設」には、搾乳、牛乳処理用施設、給飼料施設、ふん尿搬出施設等に係るものを記入すること。

(3) 電気導入施設整備計画

- ① 計画基本方針
② 全体計画

整備予定地	構造・形式・規模等	事業費	利用施設	管理予定者	備考
		円			

(注) 利用施設の欄には、整備する電気導入施設により電気を導入し利用する施設名（畜舎、家畜排せつ物処理施設等）を記入すること。

(4) 用水施設整備計画

① 計画基本方針

(注) 用水計画に係る基本的事項についての考え方を記述すること。

② 計画用水系統図

(注) 模式図により、既設の幹線用水路との関係、既設及び計画用水路の名称、関連用地名（施設、草地等）等を付記すること。

③ 事業計画

用水路名	延長	構造	計画給水量	関連団地	単価	事業費	管理予定者	備考
	m		m ³ /日		円	円		

(注) 1 構造の欄については、導水する主要な管種及び管径について記入し、付帯施設（浄水、消毒施設等）を付設する場合は、その形式を併せて記入すること。

2 関連団地の欄には、この事業により造成整備される施設用地、高度放牧林地、草地等の名称を記入すること。

3 備考欄には、計画給水量の算定の根拠を記入すること。

(5) 雑用水施設整備計画

① 計画基本方針

② 事業計画

用水源概要	必要水量			取水施設			導水施設			貯水施設			給水施設			事業費計	管理予定者
	家畜の種類	頭数	要水量	種類	数量	事業費	種類	数量	事業費	種類	数量	事業費	種類	数量	事業費		
		頭	m³		羽	円		羽	円		羽	円		羽	円		

(6) 飼料調整貯蔵施設整備計画

① 計画基本方針

② 全体計画

整備予定地	施設・機械名	構造形式	処理能力	処理計画量	受益者数	事業量	単価	事業費	管理予定者	備考
			t/年	t/年	戸	kg・日	円/kg・日	円		

(7) 飼肥料庫整備計画

① 計画基本方針

② 全体計画

整備予定地	施設名	事業量	単価	事業費	内容	管理予定者	備考

(8) 家畜排せつ物処理施設整備計画

① 計画基本方針

② 全体計画

整備予定地	施設・機械名	構造形式	処理能力	処理計画量	受益者数	事業量	単価	事業費	管理予定者	備考
			t/年	t/年	戸	kg・日	円/kg・日	円		

(注) 附帯する施設には電気導入施設、用水施設（ポンプ）、攪拌施設等本施設整備に含めて整備される施設について記入する。

(9) 水質汚染防止施設整備計画

① 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

②全体計画

整備予定地	施設・ 機械名	構造型式	処理能力	受益者数	事業量	単価	事業費	備考
			t	戸	ヶ所 台	千円 /ヶ所・台	千円	
計								

- (注) 1 附帯する施設には、電気導入施設、用水施設（ポンプ）、攪拌施設等本施設整備と一体的に整備される施設について記入する。
2 第5章第3節2その他農業施設整備計画に記載した整備内容の内訳について記載すること。

(10) 間伐材加工処理施設整備計画

- ① 計画基本方針
② 全体計画

整備予定地	構 造 ・ 形 式 ・ 規 模 等	事 業 費	利 用 施 設	管 理 予 定 者	備 考
		円			

(11) 衛生管理施設整備計画

- ① 計画基本方針
② 全体計画

整備 予定地	施設名	新設・ 改良別	構造	規模	改良の場合 の主な内容	事業量	単価	事業費	管理予定者	備考
							円	円		

(12) 放牧馴致施設整備計画

- ① 計画基本方針
② 全体計画

整備 予定地	施設名	新設・ 改良別	構造	規模	改良の場合 の主な内容	数量	単価	事業費	管理予定者	備考
							円	円		

(13) 防護柵整備計画

- ① 計画基本方針
② 全体計画

整備予定地	施設・改良	構 造	規 模	事 業 量	単 価	事 業 費	管理予定者	備 考
				m	円/m	円		

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

施設名	構 造	規 模	数 量	単 位	単 価	事 業 費	内 容	管理予定者	備 考
					千円	千円			

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整 備 予 定 地	施 設・ 機 械 名	構 造・ 型 式	能 力	受益者数	事業量	単 価	事業費	管 理 予 定 者	備 考
			t / 年	戸	㎡・台	円/ ㎡・台	円		

- ① 計画基本方針
- ② 全体計画

整備予定地	施 設 名	事 業 量	単 価	事 業 費	内 容	管理予定者	備 考

①計画基本方針
②全体計画

整備予定地	施 設 名	事 業 量	単 価	事 業 費	内 容	管理予定者	備 考

第2節 施設管理計画

団地名									
管理者名									
施設名	道 路	雑用水施設	隔 障 物	避 難 舎	看 視 舎	牧野樹林	乾草施設	牧場用機械	○ ○ ○ ○
維持管理方法									
維持管理経費									
維持管理経費 の 負 担 方 法									
そ の 他 事 項									

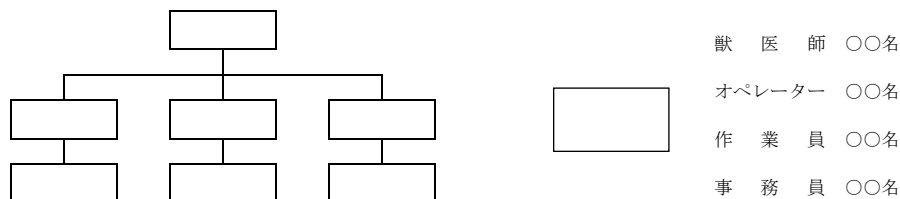
[illegible]

第4節 資金計画

[illegible]

(注) 最大年償還額、平年償還額は、計の欄のみ記入すること。

第5節 牧場の管理機構



第6節 牧場の運営計画

区 分			事 業 前 現 況 ○年	整備事業実行計画					完了後 計画 ○年	備 考
				1 年次 ○年	2 年次 ○年	3 年次 ○年	4 年次 ○年	5 年次 ○年		
基盤整備計画	未 整 備 面 積 (ha)									
	整 備 中 の 面 積 (ha)									
	整 備 済 面 積 (ha)									
	計									
牧場運営計画	預託受入頭数 (頭/日)	夏 期								
		冬 期								
	乾草(生草)販売量 (t/年)									
整 備 期 間 中 の 対 応 状 況	預託受入れ対応 (対受益農家)									
	乾草(生草)供給方法 (対受益農家)									

(注) 1 未整備面積には、本事業の対象予定外草地を含むものとする。
2 基盤整備計画欄には、造成改良面積を上段()で内数により記載すること。
3 整備期間中の対応方法は、整備工事实施のため、農家の希望に応じられない場合に記載すること。

第7節 当該牧場における利用農家の範囲

1 預託受入れ

預託受入れ先 (都府県・市町村)	預託 時 期	預託受入れ頭数		利用農家戸数	
		現 況	計 画	現 況	計 画
	夏期 冬期	頭	頭	戸	戸
	夏期 冬期				
計	夏期 冬期				

(注) 預託受け入れ先の区分は、道内は市町村別とし、道外については都府県別とすること。

2 牧草販売

牧草販売先 (都府県・市町村)	預託 時期	牧草販売量		利用農家戸数	
		現況	計画	現況	計画
	夏期 冬期	t	t	戸	戸
	夏期 冬期				
計	夏期 冬期				

(注) 牧草販売先の区分は、道内は市町村別とし、道外については都府県別とすること。

第7章 事業参加予定者等

第1節 事業参加予定者総括表

区 分		参 加 予 定 者	備 考
畜産農家	酪農	戸	
	肉用牛		
	養豚		
	養鶏		
計			
耕種農家			
合 計			

(注) 事業参加予定者に農地所有適格法人、地方公共団体、農業協同組合等が含まれる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

第2節 事業参加予定者個別明細表

事業参加者氏名	経営類型	経営所在地	事業参加内容		備考
			基本施設整備	利用施設整備	

(注) 1 経営類型の欄には、酪農、肉牛繁殖、養豚一貫、稲作等と記入すること。

2 経営所在地の欄には、経営の期間となる施設等の所在地を地番まで記入すること。

3 事業参加内容の欄には、参加する事業内容（放牧林地整備、草地造成、飼料畑整備、畜舎等）及び事業量を記入すること。なお、共同利用施設等の事業の場合は、〇〇 △△／×（〇〇…事業内容、△△…事業量、×…事業参加数（例）家畜排せつ物処理施設 200㎡/3）と記入すること。

第3節 受益面積

受益地の所在地		事業実施面積						計	備考
		草地・飼料畑	野草地	放牧用林地	高度放牧林地	混牧林地	輪作畑	水田・普通畑	
		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	
計		()	()	()	()	()	()	()	
受益面積		()	()	()	()	()	()	()	
割合 (%)									
(参考) 飼料基盤面積	現況 (R 年)								
	計画 (R 年)								

(注) 1 受益地について1筆ごと（まとまりがありその受益の内容が同じ土地については、ひとまとめにしても差し支えない。）に該当する受益内容の欄にその実面積を記入

2 受益面積の欄には、計の欄について、草地畜産基盤整備事業に係る運用により規定する算定率に乗じた面積を記入

3 1筆の土地のうち一部の面積が受益を受ける場合は、その受益を受ける面積を記入

4 () 内は、受益面積のうち既耕地、耕作放棄地、林野等の活用面積を記入

5 市町村ごとに小計を作成すること。

第8章 事業費負担計画等

第1節 事業費負担区分

1 事業費負担区分

区 分		事 業 費			負 担 率				負 担 額				備 考
		個 別	公 共	計	国	県	市 町 村	受 益 者	国 費	県 費	市 町 村 費		
基 本 備 施 事 設 業		千円	千円	千円	%	%	%	%	千円	千円	千円	千円	
	小 計												
農 整 業 備 用 事 施 業 設													
	小 計												
農機具等導入事業													
共 通 経 費													
合 計													

(注) 本表においては、共通経費には用地及び補償費、測量及び試験費を記すこと。

第2節 経営体別投資額

(単位：千円)

営 区 分 体	所 要 投 資 額				受 益 者 負 担 額				地 代	備 考
	基本施設	利用施設	農機具等	計	基本施設	利用施設	農機具等	計		

(注) 所要投資額は、受益者負担にかかる事業項目のみを記入すること。

第3節 資金計画

経 営 者 別	償 還 条 件							償 還 額			備 考
	制 度 別	資金の種類	借 入 元 金	措 置 期 間	償 還 期 間	利 率	年 賦 金 率	年 償 還 額	最大年償還額	平年償還額	
関 連 団 体 名	株式会社日本政策 金融公庫資金							千円	千円	千円	
	農業近代化資金										
	農業改良資金										
	計										

(注) 1 最大年償還額、平年償還額、所得償還率は、経営者別に計の欄のみ記入すること。
2 所得償還率＝年償還額÷農業所得

(経営主体負担率)

工 種	構 造	事業費	残 存 価 格	償 却 必要額	耐 用 年 数	減 価 償却費	備 考
		千円	千円	千円	年	千円	

第9章 事業効果等

1. 費用便益費の総括

区 分	数 値
総費用 ①	千円
評価期間（当該事業の工事期間＋20年又は40年） ②	年
総便益 ③	千円
総費用総便益比 ③÷①	

2. 費用便益比の内訳

[illegible]

第10章 添付書類

1 添付図

(1) 位置図

ア 基 図…国土地理院発行の1/50,000地形図を使用すること。

イ 記入事項…地区、団地の範囲、造成改良農用地及び放牧林地整備の範囲、既存の牧草地、畑の範囲、事業対象及び既存道路、導水路等及び名称、農業用施設用地の位置。

(2) 計画概要図

ア 基 図…地区全体が一葉の図面に入るような縮尺(1/10,000～1/25,000)の地図を使用すること。

イ 記入事項…位置図の事項の他、土地利用区分、(牧草地、野草地、飼料畑、その他農用地、放牧地、環境保全用地、施設用地、その他附帯地等)等。

(3) 計画平面図

ア 基 図…原則として1/5,000

イ 記入事項…記入事項は、計画概要図と同じ。

2 積算資料、参考資料等

(1) 計画作成の基礎資料、附属資料作成の基礎となった諸資料又は説明資料

(2) 施設等の概算設計積算所及び設計図

(3) 調査成績書

(4) その他参考資料

(5) 計画基本図は原則として1/5,000であるが、改良山成工が必要な場合は1/2,500～1/1,000